

# **被災者支援に関する各種制度の概要**

**(H30.7月豪雨災害)**

**広島県**

**(令和2年3月 一部修正)**

(住民向け)

●り災証明に関する事	1
●見舞金の支給などに関する事	2
●融資に関する事	4
●子どもの養育, 就学に関する事	7
●税金の減免等に関する事	10
●住まいに関する事	17

(事業者向け)

●融資等に関する事

[商工関係]	23
[農業関係]	28
[林業関係]	30
[漁業関係]	31

(共通)

●その他(運転免許・ボランティアの派遣依頼)	32
●各種相談(弁護士相談, 消費者相談など)	32

◎お問い合わせ先一覧

[広島県]	35
[県内市町]	36
[社会福祉協議会]	42
[商工会議所]	43
[その他(日本政策金融公庫, JA等)]	43

(住民向け)

## ●り災証明に関すること

制度の名称	り災証明の交付
支援の種類	証明
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>●市町村が住家等の被害等の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」であり、各種の被災者支援制度の適用を受ける際に必要とされるものです。</li><li>●り災証明書により証明される被害程度としては、「住家全壊」、「住家半壊」等があり、基準に基づきそれらの判定が行われます。</li><li>●被災状況が判る写真の提出が不要になるなど、手続きが簡略化されている場合もありますので、詳細は、お住まいの市町にお問い合わせください。</li></ul>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <a href="#">広島市</a> (被災者支援総合窓口) 東区区政調整課 082-568-7703 / 南区区政調整課 082-250-8933 安佐北区区政調整課 082-819-3903 / 安芸区区政調整課 082-821-4903 (り災証明窓口) 中区地域おこし推進課 082-504-2820 / 安佐南区地域おこし推進課 082-831-4926 東区地域おこし推進課 082-568-7705 / 安佐北区地域おこし推進課 082-819-3903 南区地域おこし推進課 082-250-8935 / 安芸区地域おこし推進課 082-821-4903 西区地域おこし推進課 082-532-1023 / 佐伯区地域おこし推進課 082-943-9704</li><li>・ <a href="#">呉市</a> (収納課) 0823-25-3199</li><li>・ <a href="#">竹原市</a> (税務課) 0846-22-7732</li><li>・ <a href="#">三原市</a> (災害対策本部) 0848-67-6868 ※当分の間</li><li>・ <a href="#">尾道市</a> (総務課) 0848-38-9216</li><li>・ <a href="#">福山市</a> (被災者支援相談窓口) 084-928-1284</li><li>・ <a href="#">府中市</a> (地域福祉課) 0847-43-7148</li><li>・ <a href="#">三次市</a> (課税課) 0824-62-6124</li><li>・ <a href="#">庄原市</a> (収納課) 0824-73-1145</li><li>・ <a href="#">東広島市</a> (総務課) 082-420-0907</li><li>・ <a href="#">廿日市市</a> (危機管理課) 0829-30-9102</li><li>・ <a href="#">安芸高田市</a> (危機管理課) 0826-42-5625</li><li>・ <a href="#">江田島市</a> (税務課) 0823-43-1636</li><li>・ <a href="#">府中町</a> (安心安全室) 082-286-3243</li><li>・ <a href="#">海田町</a> (社会福祉課) 082-823-9207</li><li>・ <a href="#">熊野町</a> (総務課) 082-820-5601</li><li>・ <a href="#">坂町</a> (税務住民課) 082-820-1503</li><li>・ <a href="#">北広島町</a> (危機管理課) 050-5812-1819</li><li>・ <a href="#">大崎上島町</a> (総務企画課) 0846-65-3111</li><li>・ <a href="#">世羅町</a> (総務課) 0847-22-1111</li><li>・ <a href="#">神石高原町</a> (総務課) 0847-89-3330</li></ul>

## ●見舞金の支給などに関すること

制度の名称	<b>災害弔慰金</b>
支援の種類	給付
制度の内容	<p>※平成30年7月5日（災害救助法適用日）以降の県内被害に限る。</p> <p>●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。</p> <p>●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生計維持者が死亡した場合：市町村条例で定める額（500万円以下）を支給</li> <li>・その他の者が死亡した場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給</li> </ul>
活用できる方	<p>●災害により死亡した方のご遺族です。</p> <p>●支給の範囲・順位</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1. 配偶者, 2. 子, 3. 父母, 4. 孫, 5. 祖父母</li> <li>・上記のいずれも存在しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）</li> </ul> <p>※県内の全市町対象。</p>
お問い合わせ	お住まいの市町

制度の名称	<b>災害障害見舞金</b>
支援の種類	給付
制度の内容	<p>※平成30年7月5日（災害救助法適用日）以降の県内被害に限る。</p> <p>●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。</p> <p>●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生計維持者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給</li> <li>・その他の者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（125万円以下）を支給</li> </ul>
活用できる方	<p>●災害により精神又は身体に重度の障害を受けた方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 両目が失明した方</li> <li>② 咀嚼及び言語の機能を廃した方</li> <li>③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方</li> <li>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方</li> <li>⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った方</li> <li>⑥ 両上肢の用を全廃した方</li> <li>⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った方</li> <li>⑧ 両下肢の用を全廃した方</li> <li>⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる方</li> </ol> <p>※県内の全市町対象。</p>
お問い合わせ	お住まいの市町

制度の名称	<b>広島県災害弔慰金</b>
支援の種類	給付
制度の内容	<p>●災害により死亡した方のご遺族を対象に、支給します。</p> <p>ただし、法律に基づく「災害弔慰金」が支給された場合は除きます。</p> <p>●一人につき50万円を支給します。</p>
活用できる方	●災害により死亡した方のご遺族
お問い合わせ	お住まいの市町

制度の名称	<b>広島県災害見舞金</b>
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住居が全壊または半壊した世帯の世帯主に見舞金を支給します。</li> <li>●見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居が全壊した場合 30万円</li> <li>・住居が半壊した場合 10万円</li> </ul> </li> </ul> <p>※全壊、半壊の区別は災証明書で判断します。</p>
活用できる方	●住居が全壊または半壊した世帯の世帯主です。
お問い合わせ	お住まいの市町

制度の名称	<b>被災者生活再建支援制度</b>																			
支援の種類	給付																			
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</li> <li>●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)</li> </ul> <p>■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th>全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅除く）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●支援金の用途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。 詳しくは、内閣府の防災情報のページ <a href="http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html">http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html</a> 「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。</li> </ul>		住宅の被害程度		全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊	支給額	100万円	50万円		住宅の再建方法			建設・購入	補修	賃借（公営住宅除く）	支給額	200万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度																			
	全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊																		
支給額	100万円	50万円																		
	住宅の再建方法																			
	建設・購入	補修	賃借（公営住宅除く）																	
支給額	200万円	100万円	50万円																	
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象です。 (※) 下記の世帯を含みます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</li> <li>■噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）</li> </ul> </li> <li>●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 ※県内の全市町対象。</li> </ul>																			
お問い合わせ	お住まいの市町																			

## ●融資に関すること

制度の名称	<b>災害援護資金</b>		
支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容	●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。		
	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
		ア 当該負傷のみ	150万円
		イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
ウ 住居の半壊		270万円	
エ 住居の全壊		350万円	
②世帯主に1か月以上の負傷がない場合			
ア 家財の3分の1以上の損害		150万円	
イ 住居の半壊		170万円	
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）		250万円	
エ 住居の全体の滅失又は流失		350万円	
貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）		
活用できる方	●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。		
	1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上		
	2. 家財の1/3以上の損害		
	3. 住居の半壊又は全壊・流出		
●所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。			
	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	
	1人	220万円	
	2人	430万円	
	3人	620万円	
	4人	730万円	
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。	
※ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。			
※県内の全市町対象。			
お問い合わせ	お住まいの市町		

制度の名称	<b>生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金特例貸付）</b>				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容	<p>●被災により、当座の生活費を必要とする世帯に貸付を行う。</p> <p>■緊急小口資金特例貸付 ※平成30年7月26日貸付開始</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>原則10万円，特例20万円以内※</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> <p>※特例については次の要件を満たす方  (1) 世帯員に被災による死亡者がいる場合  (2) 世帯員に要介護者がいる場合  (3) 4人以上の世帯である場合  (4) その他、世帯員に被災による重症者、妊産婦、学齢児童がいる世帯で県社協会長が特に必要と認めた場合</p> <p>●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、広島県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町社会福祉協議会にご相談ください。</p>	貸付限度額	原則10万円，特例20万円以内※	貸付利率	無利子
貸付限度額	原則10万円，特例20万円以内※				
貸付利率	無利子				
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年台風第7号及び前線を伴う大雨により当座の生活費を必要とする世帯。（低所得世帯に限らない。）</li> <li>特例については上記（1）～（4）を満たす方。</li> </ul> <p>※県内の全市町対象。</p>				
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>県社会福祉協議会</li> <li>お住まいの市町の社会福祉協議会</li> <li>民生委員・児童委員</li> </ul>				

制度の名称	<b>緊急生活安定資金貸付</b>				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容	<p>●他から資金の融通を受けることが困難な低所得世帯に対し、緊急に必要とする資金の貸付を行う制度です。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>5万円（特例15万円）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> <p>●実施市町が限られているため、実施の有無については、お住まいの市町の社会福祉協議会へお問い合わせください。</p>	貸付限度額	5万円（特例15万円）	貸付利率	無利子
貸付限度額	5万円（特例15万円）				
貸付利率	無利子				
活用できる方	●低所得世帯の方が対象です。				
お問い合わせ	市町社会福祉協議会				

制度の名称	<b>母子父子寡婦福祉資金</b>
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。</li> <li>●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。</li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方）</li> <li>2. 母子・父子福祉団体（法人）</li> <li>3. 父母のいない児童（20歳未満）</li> </ol> </li> <li>●父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方）</li> <li>2. 母子・父子福祉団体（法人）</li> <li>3. 父母のいない児童（20歳未満）</li> </ol> </li> <li>●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 寡婦（かつて母子家庭の母であった方）</li> <li>2. 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方</li> </ol> </li> </ul>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県厚生環境事務所（支所）</li> <li>・お住まいの市町</li> </ul>

制度の名称	<b>年金担保貸付，労災年金担保貸付</b>						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民年金，厚生年金保険，労災年金を担保に，保健・医療や住宅改修資金などを融資するものです。</li> <li>●貸付限度額等は次のとおりです。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">貸付 限度額</td> <td>次のうち最も低い額 ・年金額の0.8倍以内 ・各支払期の返済額の15倍以内（原則2年半で返済できる額） ・200万円以内（一部の用途は80万円以内）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象経費</td> <td>保健・医療や住宅改修資金など</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保証人等</td> <td>年金証書を預けるとともに，信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要</td> </tr> </table> <p>※金利については独立行政法人福祉医療機構ホームページ  <a href="http://hp.wam.go.jp/guide/nenkin/tabid/249/Default.aspx">http://hp.wam.go.jp/guide/nenkin/tabid/249/Default.aspx</a>  又は下記の間い合わせ先にご確認ください。</p>	貸付 限度額	次のうち最も低い額 ・年金額の0.8倍以内 ・各支払期の返済額の15倍以内（原則2年半で返済できる額） ・200万円以内（一部の用途は80万円以内）	対象経費	保健・医療や住宅改修資金など	保証人等	年金証書を預けるとともに，信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要
貸付 限度額	次のうち最も低い額 ・年金額の0.8倍以内 ・各支払期の返済額の15倍以内（原則2年半で返済できる額） ・200万円以内（一部の用途は80万円以内）						
対象経費	保健・医療や住宅改修資金など						
保証人等	年金証書を預けるとともに，信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要						
活用できる方	●年金受給者の方が対象です。						
お問い合わせ	独立行政法人福祉医療機構 電話03-3438-0224（厚生年金，労災年金等）						

制度の名称	<b>恩給・共済年金担保融資</b>												
支援の種類	貸付（融資）												
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●恩給等を担保に，教育費や居住関係費，事業資金等を融資するものです。</li> <li>●貸付限度額等は次のとおりです。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">貸付 限度額</td> <td>恩給</td> <td>250万円以内，ただし恩給の年額の3年分以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象経費</td> <td>共済年金</td> <td>250万円以内，ただし共済年金の年額の1.8年分以内（生活費は100万円以内）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保証人等</td> <td colspan="2">住宅などの資金や事業資金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保証人等</td> <td colspan="2">恩給等の証書を預けることが必要</td> </tr> </table> <p>※1 金利については株式会社日本政策金融公庫，沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。  ※2 共済年金による融資の貸付限度額は，年額の1年分以内になるまで毎年0.2年分ずつ段階的に引き下げを行います。</p>	貸付 限度額	恩給	250万円以内，ただし恩給の年額の3年分以内	対象経費	共済年金	250万円以内，ただし共済年金の年額の1.8年分以内（生活費は100万円以内）	保証人等	住宅などの資金や事業資金		保証人等	恩給等の証書を預けることが必要	
貸付 限度額	恩給	250万円以内，ただし恩給の年額の3年分以内											
対象経費	共済年金	250万円以内，ただし共済年金の年額の1.8年分以内（生活費は100万円以内）											
保証人等	住宅などの資金や事業資金												
保証人等	恩給等の証書を預けることが必要												
活用できる方	●恩給等の受給者の方が対象です。												
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 各支店												

## ●子どもの養育，就学に関すること

制度の名称	<b>幼稚園への就園奨励事業</b>
支援の種類	減免
制度の内容	●保護者の所得状況に応じて，幼稚園の入園料・保育料を軽減します。
活用できる方	●幼稚園に通う園児の保護者
お問い合わせ	・お住まいの市町 ・通園されている幼稚園

制度の名称	<b>小・中学生の就学援助措置</b>
支援の種類	給付・還付
制度の内容	●被災により，就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に，就学に必要な学用品費，校外活動費，学校給食費等を援助します。
活用できる方	●被災により，就学が困難となった児童・生徒の保護者。
お問い合わせ	お住まいの市町，通学されている学校

制度の名称	<b>県立高等学校授業料等減免措置</b>
支援の種類	減免・猶予
支援の内容	●保護者が足該当により損害を受けた生徒を対象に，授業料及び受講料の徴収猶予又は減額，免除します。
活用できる方	●災害その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認められる方が対象です。
お問い合わせ	県教育委員会教育支援推進課 082-222-3015

制度の名称	<b>私立高等学校などの授業料等減免</b>
支援の種類	減免・猶予
支援の内容	●災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に，授業料，受講料，入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額，免除します。
活用できる方	●地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	通学されている私立高等学校等

制度の名称	<b>大学等授業料等減免措置</b>
支援の種類	減免・猶予
制度の内容	●災害により，家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に，各学校（大学，短期大学，大学院，高等専門学校）において授業料等の減額，免除を行います。 ※具体的な基準や減免額などは，学校ごとに異なります。
活用できる方	●各大学等において，減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各学校（授業料担当窓口）

制度の名称	<b>県立広島大学授業料の減免</b>
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●災害により，家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に，授業料等の減額，免除を行います。 ※具体的な基準や減免額などは，学校にお問い合わせください。
活用できる方	●大学において，減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍している県立広島大学各キャンパス教学課 ・広島キャンパス 082-251-5178 ・庄原キャンパス 0824-74-1000 ・三原キャンパス 0848-60-1120

制度の名称	<b>県立広島大学 入学選抜料の免除及び入学料の減免</b>
支援の種類	減免
制度の内容	●平成30年7月豪雨災害により被災した志願者で、入学者選抜料及び入学料の免除等を希望する場合に減免等を行います。 ※具体的な基準や減免額などは、学校にお問い合わせください。
活用できる方	●平成30年7月豪雨災害により被災した志願者で、入学者選抜料の免除及び入学料の減免等を希望する方
お問い合わせ	県立広島大学 本部教学課（入試担当） 082-251-9540

制度の名称	<b>高校生等を対象とする奨学金の緊急採用等</b>
支援の種類	緊急募集、償還の猶予
制度の内容	●災害等による家計急変のため、緊急に奨学金の貸付けが必要な生徒からの申請を随時受け付けています（緊急募集）。 ●また、現在奨学金を償還中の奨学生が、災害により損害を被ったため償還が困難なときは、申請により償還が猶予される場合があります。
活用できる方	●緊急募集：高等学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程）の生徒（保護者が県内に在住していること） 償還猶予：現在償還中の奨学生
お問い合わせ	県教育委員会教育支援推進課 082-513-4886

制度の名称	<b>大学生等を対象とする奨学金の緊急採用等</b>
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与や減額返還・返還期限の猶予などを行います。 ※具体的な基準や減免額などは、学校にお問い合わせください。
活用できる方	●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒
お問い合わせ	・独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO） 03-6743-6011 ・在籍する各学校（奨学金担当窓口）

制度の名称	<b>教科書等の無償給与（災害救助法）</b>
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町※において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等（特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校含む）の児童・生徒が対象です。 ※災害救助法が適用された市町 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、三次市、庄原市
お問い合わせ	・市町立学校については、市町教育委員会へ ・県立、国立、私立学校については、通学されている各学校へ お問い合わせください。

制度の名称	<b>児童扶養手当等の特別措置</b>
支援の種類	給付
制度の内容	●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。 ●住宅や家財などにその価格の1/2事柄の損害を受けた場合、所得制限適用を除外します。
活用できる方	●各手当受給者世帯
お問い合わせ	・児童扶養手当については、県庁こども家庭課 082-513-3173 ・その他については、お住まいの市町

制度の名称	<b>国の教育ローン</b>	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。	
	●貸付限度額等は次のとおりです。	
	貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内
	対象経費	学校納付金, 受験にかかった費用, 教科書代, 定期代, 下宿代等
保証人等	(公財)教育資金融資保証基金または連帯保証人(学生・生徒の4親等以内の親族(学生・生徒の配偶者は除く)に限る)が必要	
	※金利については株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。	
活用できる方	●世帯の年収(所得)に関する上限額の設定(所得制限)あり	
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話0570-008656	

## ●税金の減免等に関すること

制度の名称	<b>市町税の特別措置</b>
支援の種類	減免・納税の猶予・申告・納付などの期限の延長
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>税の減免</b> 災害により被害を受けられた場合、被災納税者の市町税（個人住民税、固定資産税など）について、減免を受けることができます。</li> <li>●<b>納税の猶予</b> 災害により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の市町税について、納税の猶予を受けることができます。</li> <li>●<b>申告・納付などの期限の延長</b> 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない方は、申告期限又は納期限が延長されます。これには、市町が告示を行い一律に期限が延長されている場合と市町への申請により延長が認められる場合があります。一律に期限が延長されている場合には手続きは必要ありません。詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせください。</li> </ul>
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	お住まいの市町（税務課など）

制度の名称	<b>県税の特別措置</b>
支援の種類	減免・納税の猶予・申告・納付などの期限の延長
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>税の減免</b> 災害により被害を受けられた場合、被災納税者の県税（自動車取得税、自動車税、不動産取得税など）について、減免を受けることができます。</li> <li>●<b>納税の猶予</b> 災害により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の県税について、納税の猶予を受けることができます。</li> <li>●<b>申告・納付などの期限の延長</b> 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、申請により災害がやんだ日から2か月以内に限り申告期限又は納期限が延長されます。 ただし、広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町に住所や主たる事務所又は事業所をお持ちの方については、地域指定により平成30年7月5日以降に到来する県税の申告、申請、請求など書類の提出が必要なもの（審査請求は除きます。）の提出期限と、納付又は納入期限が自動的に延長されていますので申請は不要です。 期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者や災害復旧の状況等も考慮して、後日改めて告示で定めます。</li> </ul>
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁税務課 082-513-2327</li> <li>・各県税事務所及び各県税事務所分室</li> </ul>

制度の名称	<b>国税の特別措置</b>
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、地域指定による場合と個別指定による場合とがあります。</li> <li>●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。</li> <li>●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。</li> <li>●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。</li> <li>●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、1. 所得税法に定める雑損控除の方法、2. 災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。</li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。</li> <li>●納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。</li> <li>●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。</li> <li>●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。</li> <li>●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。</li> </ul>
お問い合わせ	お近くの税務署

制度の名称	<b>医療保険、介護保険の保険料(税)・窓口負担の減免措置等</b>	
支援の種類	減免・支払猶予	
制度の内容	●医療保険、介護保険の保険料・窓口負担について、減免措置等が講じられます。	
	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)及び窓口負担の減免・支払猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者について、保険料(税)及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられます。
	健康保険等の被保険者等の窓口負担の減免	健康保険等の被保険者等について、窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。
活用できる方	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険料・窓口負担の支払いが困難と認められる方 ●保険者によって取扱が異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険組合、全国健康保険協会、お住まいの市町（国民健康保険・介護保険）、国保組合、共済組合などの各医療保険者・介護保険者の窓口</li> <li>後期高齢者医療制度については、広島県後期高齢者医療広域連合 082-502-7822</li> </ul>	

制度の名称	<b>社会福祉施設入所・通所に係る利用者負担額の減免</b>	
支援の種類	減免	
制度の内容	●保育所、障害者支援施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設の利用者負担額の減免が講じられることがあります。	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所、障害者支援施設、養護老人ホームについては、お住まいの市町へ</li> <li>児童福祉施設（保育所・母子生活支援施設を除く）については、各こども家庭センターへ</li> <li>軽費老人ホーム（A型、ケアハウス）については、各施設へ お問い合わせください。</li> </ul>	

制度の名称	<b>心身障害者扶養共済制度の掛金の減免又は納付猶予</b>	
支援の種類	減免・納付猶予	
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、心身障害者扶養共済制度の掛金の減免又は納付猶予措置が講じられることがあります。	
活用できる方	●対象者については、県又は広島市が定めることとなります。	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>県庁障害者支援課 082-513-3162</li> <li>広島市</li> </ul>	

制度の名称	<b>障害福祉サービス、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置等</b>	
支援の種類	減免・支払猶予	
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス（介護給付費、訓練給付費）、補装具費等に要する費用の利用者負担額の猶予・減免措置が講じられることがあります。	
活用できる方	●対象者については、市町が定めることとなります。	
お問い合わせ	お住まいの市町	

制度の名称	<b>障害者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置等</b>	
支援の種類	減免・支払猶予	
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、自立支援医療費（育成医療・更生医療）の負担額の猶予・減免措置が講じられることがあります。	
活用できる方	●対象者については、市町が定めることとなります。	
お問い合わせ	お住まいの市町	

制度の名称	<b>軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業に係る補聴器買替えのための要件の緩和</b>
支援の種類	要件緩和
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、補聴器買替えのための要件が緩和されることがあります。
活用できる方	●対象者については、市町が定めることとなります。
お問い合わせ	お住まいの市町

制度の名称	<b>乳幼児医療</b>
支援の種類	減免
制度の内容	●災害等の特別な事情がある場合、所得制限の適用が除外されます。
活用できる方	●対象者については、都道府県、市町村が定めることとなります。
お問い合わせ	お住まいの市町

制度の名称	<b>公共料金・使用料等の特別措置</b>
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。 ●電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。
活用できる方	●対象者については、お住まいの市町に、関係事業者が定めることとなります。
お問い合わせ	・お住まいの市町 ・関係事業者

制度の名称	<b>放送受信料の免除</b>
支援の種類	減免
制度の内容	●災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されることがあります。 <a href="http://pid.nhk.or.jp/iushinryo/exemption_1.html">http://pid.nhk.or.jp/iushinryo/exemption_1.html</a>
活用できる方	●受信契約の住所の建物が、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた方
お問い合わせ	日本放送協会 0570-077-077(休ダイヤ) 利用できない場合は、050-3786-5003

制度の名称	<b>被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援</b>
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）、サービス
制度の内容	●住宅ローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、自然災害（注）の影響によって災害前の借入の返済が困難となった方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除等を受けられます。 （注）平成27年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害 ●ガイドラインによる債務整理のメリットは次のとおりです。 ・財産の一部を、ローンの支払いに充てず、手元に残すことができます。 ・破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入に影響が及びません。 ・国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができます。
活用できる方	●自然災害の影響によって、災害前の住宅ローンや事業性ローン等の借入を返済することができないまたは近い将来において返済できないことが確実と見込まれる個人の債務者が対象となります。
お問い合わせ	ローンの借入先にお問い合わせください。

制度の名称	<b>生活保護</b>
支援の種類	給付・還付, 現物支給・現物貸与
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。</li> <li>●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。</li> <li>●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。</li> <li>●保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。</li> </ul>
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。
お問い合わせ	お住まいの市町の福祉事務所

制度の名称	<b>未払賃金立替払制度</b>
支援の種類	立替（債権者向け）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。</li> <li>●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。</li> <li>●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。</li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用者が、 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと</li> <li>2. 1年以上事業活動を行っていたこと</li> <li>3. ア. 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。</li> <li>イ. 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行って下さい。</li> </ul> </li> <li>(2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること</li> </ul> </li> </ul>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●労働基準監督署（所在地案内 <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html</a>）</li> <li>●独立行政法人労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー 044-431-8663</li> </ul>

制度の名称	<b>雇用保険の失業等給付</b>
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。</li> <li>●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。</li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることと予定されている方が対象です。</li> <li>●激甚災害法第25条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することになったため、休業を余儀なくされた方が対象です。</li> </ul>
お問い合わせ	公共職業安定所

制度の名称	<b>ハロートレーニング（公的職業訓練）</b>
支援の種類	給付・還付、サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。</li> <li>●また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotrainin_g_top.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotrainin_g_top.html</a></li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつその訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象です。</li> </ul>
お問い合わせ	公共職業安定所

制度の名称	<b>職業転換給付金（広域求職活動費、移転費、訓練手当）の支給</b>
支援の種類	給付・還付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給されます。</li> <li>また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給されます。</li> <li>【広域求職活動費】 ハローワークを通じて広域の求職活動を行う場合に広域求職活動費（交通費実費、宿泊料）を支給。</li> <li>【移転費】 就職又は公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合に、移転費（交通費実費、移転料、着後手当）を支給。</li> <li>【訓練手当】 ハローワークの所長の指示により職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給。 ・基本手当 日額3,530円～4,310円 ・受講手当 日額500円（40日を限度） ・通所手当 月額42,500円まで ・寄宿手当 月額10,700円 ※ その他、就職が困難な失業者等を作業環境に適応させる職場適応訓練を実施した事業主に対して職場適応訓練費が支給される。</li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●激甚な災害を受けた地域において就業していて災害により離職を余儀なくされた方など。</li> </ul>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お近くのハローワーク（公共職業安定所）</li> <li>・広島労働局（職業安定部） 082-502-7831</li> </ul>

制度の名称	<b>法的トラブル等に関する情報提供</b>
支援の種類	サービス
制度の内容	●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内します。
活用できる方	●利用に際して制限はありません（法的トラブルかどうかわからない方も、お気軽にお問い合わせください）。
お問い合わせ	●法テラス・サポートダイヤルについては、0570-078374 ●法テラス各地方事務所については、法テラス・ホームページ ( <a href="http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html">http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html</a> ) をご覧ください。

制度の名称	<b>弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度</b>
支援の種類	サービス、立替（債権者向け・債務者向け）
制度の内容	日本司法支援センター（法テラス）では、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、次の援助を行います。 ●弁護士又は司法書士による無料法律相談（「法律相談援助」） ●裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における弁護士又は司法書士費用（着手金・実費等）の立替え（「代理援助」） ●裁判所に提出する書類の作成における司法書士又は弁護士費用（報酬・実費等）の立替え（「書類作成援助」）
活用できる方	次の要件を満たしている場合に援助を受けることができます。 ※法律相談援助の場合は（1）と（3）、代理援助と書類作成援助の場合は（1）から（3）のいずれも満たす必要があります。 （1）資力が一定額以下であること 夫婦間の紛争の場合を除き、原則として、配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。 ① 月収が一定額以下であること 単身者 182,000円以下（200,200円以下） 2人家族 251,000円以下（276,100円以下） 3人家族 272,000円以下（299,200円以下） 4人家族 299,000円以下（328,900円以下） ※（ ）内は、東京、大阪などの大都市の基準です。 ※5人家族以上は、1人増につき30,000円（33,000円）が加算されます。 ※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。 ※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度内でその全額が加算されます（東京都特別区については、別途定めあり。）。 単身者／41,000円 2人家族／53,000円 3人家族／66,000円 4人家族以上／71,000円 ② 保有資産が一定額以下であること 現金、預貯金、有価証券、不動産（自宅と係争物件を除く）などの保有資産の価値を合計して（法律相談援助の場合は、現金と預貯金のみ合計）、次の基準を満たす必要があります。 単身者／180万円以下 2人家族／250万円以下 3人家族／270万円以下 4人家族／300万円以下 ※3か月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は控除されます。 （2）勝訴の見込みがないとはいえないこと 和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。 （3）民事法律扶助の趣旨に適すること 報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。
お問い合わせ	●法テラス・サポートダイヤルについては、0570-078374 ●法テラス各地方事務所については、法テラス・ホームページ ( <a href="http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html">http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html</a> ) をご覧ください。

## ●住まいに関すること

制度の名称	<b>被災者用仮住居の提供（県営住宅）</b>
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	●被災者の生活再建のため、当面の入居先として、県営住宅を提供します。
活用できる方	●広島県内の居住している住宅が、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水等により、当該住宅での居住が当面困難となった方
お問い合わせ	・県庁住宅課 082-513-4171 ・お住まいの市町

制度の名称	<b>被災者用仮住居の提供（民間賃貸住宅）</b> ※平成30年11月30日をもって受付を終了しました。
-------	--

制度の名称	<b>公営住宅への入居（市・町営住宅）</b>
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	●低所得の被災者の方は、市町村が整備する公営住宅に入居することができます。 ●公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。
活用できる方	●以下の要件を満たす方が対象です。 住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方 ※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する市町で別に定める場合があります。
お問い合わせ	お住まいの市町

制度の名称	<b>宿泊施設「鯉城会館」への一時宿泊</b> ※平成30年12月31日をもって受入を終了しました。
-------	--

制度の名称	<b>住宅の応急修理（災害救助法）</b>
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 ●応急修理は、市町村が業者に委託して実施します。 ●修理限度額は1世帯あたり58万4千円です。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村※において、以下の要件を満たす方が対象です。 ①災害により住宅が半壊又は半焼した方 ②応急仮設住宅等に入居していない方 ③自ら修理する資力のない世帯（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません）。  ※災害救助法が適用された市町 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、三次市、庄原市
お問い合わせ	・県庁建築課 082-513-4183 ・市町の建築担当窓口

制度の名称	<b>小規模崩落地復旧事業</b>
支援の種類	現物支給
制度の内容	●荒廃した林地の復旧対策及び荒廃の恐れのある林地の予防工事を実施します。
活用できる方	（例：家の裏山が崩れ、更に崩落する恐れがあり予防工事を行いたい場合、など）
お問い合わせ	※工事の実施対象となるのかなど、詳細はお住まいの市町にご相談ください。

制度の名称	<b>住宅金融支援機構融資の返済方法の変更</b>
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<p>●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。</p> <p>●概要は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間</li> <li>払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ（ただし、引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%までの引下げ）</li> </ol> <p>※ フラット35（買取型）の場合は0.5%引き下げた金利</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年</li> </ol> <p>※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。</p> <p>（参考）住宅金融支援機構ホームページ <a href="http://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html">http://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html</a></p>
活用できる方	<p>●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方</li> <li>債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方</li> <li>商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が被害を受けたため、著しく収入が減少した方</li> </ol>
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353

制度の名称	<b>フラット35（買取型）、住宅金融公庫融資及び住宅金融支援機構融資の返済方法の変更</b>
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<p>●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。</p> <p>●概要は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>返済金の払込みの据置：り災による家計収支の悪化の程度に応じて、1～3年</li> <li>据置期間中の金利引下げ：り災による家計収支の悪化の程度に応じて、0.5～1.5%(*)減（ただし、引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%までの引下げ）</li> </ol> <p>*フラット35（買取型）の場合は0.5%引き下げた金利</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>返済期間の延長：り災による家計収支の悪化の程度に応じて、1～3年</li> </ol> <p>※ 返済方法の変更は、り災による家計収支の悪化の程度（「り災割合*1」といいます。）に応じて行います。詳しくは住宅金融支援機構又はご返済中の金融機関にご相談ください。</p> <p>*1 り災割合とは、災害発生の日前1年以内の収入額から災害発生日以後1年間の収入予定額を差し引いた金額に、融資住宅等の復旧に要する自己資金と災害による負傷又は疾病の治療費を加えた金額が、災害発生の日前1年以内の収入に占める割合のことをいいます。</p> <p>（参考）住宅金融支援機構ホームページ <a href="https://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html">https://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html</a></p>
活用できる方	<p>●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方</li> <li>債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少し、ご返済が難しくなった方</li> <li>事業財産等又は勤務先が被害を受けたため、著しく収入が減少した方</li> </ol>
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353

制度の名称	<b>グリーン入野 平成30年7月豪雨に伴う被災者復興支援制度</b>
支援の種類	土地代金の減額
制度の内容	●平成30年7月豪雨で被災された方への復興支援として、グリーン入野の土地代金を50%減額いたします（期間限定）。
活用できる方	●平成30年7月豪雨の罹災証明を有する方で、平成30年10月1日から令和2年3月31日*の間に、広島県住宅供給公社が分譲するグリーン入野の宅地購入申込者が対象です。 ※令和2年3月31日まで延長されました。 ※グリーン入野では、様々な特典制度を設けておりますが、本制度と既存の土地代減額（キャッシュバック）制度との併用はできません。 詳細については、下記のお問い合わせ先にご確認ください。 広島県住宅供給公社ホームページ <a href="http://www.jkk-hiroshima.or.jp/">http://www.jkk-hiroshima.or.jp/</a>
お問い合わせ	広島県住宅供給公社 住宅部 082-248-2301

制度の名称	<b>災害復興住宅融資</b>																																
支援の種類	貸付（融資）																																
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然災害により被害が生じた住宅の所有者、居住者又は賃借人の方が、住宅再建のために受けられる融資です。</li> <li>●融資対象となる住宅は、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たす必要があります。</li> <li>●満60歳以上の方がお申込みできるリバースモーゲージ型融資もあります。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申込区分</th> <th>建設</th> <th>購入</th> <th>補修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">融資限度額</td> <td>基本融資額</td> <td>1,680万円</td> <td>融資限度額</td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td>520万円</td> <td>基本融資額</td> </tr> <tr> <td>土地取得資金</td> <td>970万円</td> <td>特例加算額</td> </tr> <tr> <td>整地資金</td> <td>450万円</td> <td>基本融資額</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>3,620万円</td> <td>合計額</td> </tr> <tr> <td>金利</td> <td colspan="3">毎月見直しされます</td> </tr> <tr> <td>返済期間*1</td> <td>35年</td> <td>35年</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>元金据置期間*2</td> <td>融資の契約日から3年間</td> <td>融資の契約日から3年間</td> <td>融資の契約日から1年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 完済時年齢の上限は80歳です（元金据置期間を含む。）。</p> <p>※2 元金据置期間を設定すると、返済期間を延長することができます。</p> <p>金利や対象住宅の基準など、その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（<a href="https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html">https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html</a>）又は下記のお問い合わせ先に、ご確認ください。</p>	申込区分	建設	購入	補修	融資限度額	基本融資額	1,680万円	融資限度額	特例加算額	520万円	基本融資額	土地取得資金	970万円	特例加算額	整地資金	450万円	基本融資額	合計額	3,620万円	合計額	金利	毎月見直しされます			返済期間*1	35年	35年	20年	元金据置期間*2	融資の契約日から3年間	融資の契約日から3年間	融資の契約日から1年間
申込区分	建設	購入	補修																														
融資限度額	基本融資額	1,680万円	融資限度額																														
	特例加算額	520万円	基本融資額																														
	土地取得資金	970万円	特例加算額																														
	整地資金	450万円	基本融資額																														
	合計額	3,620万円	合計額																														
金利	毎月見直しされます																																
返済期間*1	35年	35年	20年																														
元金据置期間*2	融資の契約日から3年間	融資の契約日から3年間	融資の契約日から1年間																														
活用できる方	●ご自分が居住するため又はより被災した親等が住むための住宅を建設、購入又は補修される方で、住宅が「全壊」「大規模半壊」「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です（補修の場合は、「一部損壊」を含みます。）。																																
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353																																

制度の名称	<b>災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）（リバースモーゲージ型融資）</b>																																																																
支援の種類	貸付（融資）																																																																
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	●自然災害により被害が生じた住宅の所有者、居住者又は賃借人の方が、住宅再建のために受けられる融資です。																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申込区分</th> <th>建設</th> <th>購入</th> <th>補修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">融資限度額 のま申上 3た込事 つは区費 の②分等 の①に各 うに所 ち、の 最右 も低要 い表 の合 計 額① 計 額、</td> <td>建設資金</td> <td>2,200万円</td> <td>購入資金</td> <td>3,170万円</td> <td>補修資金</td> <td>740万円</td> </tr> <tr> <td>土地取得資金</td> <td>970万円</td> <td>※購入する物件の敷地に係る 権利を取得しない場合は 2,200万円</td> <td>整地資金</td> <td>450万円</td> <td>引当移転資金</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>整地資金</td> <td>450万円</td> <td></td> <td>合計額</td> <td>1,190万円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>3,620万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 右記 融資限度額 の合計額</td> <td colspan="2">●建物 工事請負契約書 × 60% の建設費  +</td> <td colspan="2">●建物・土地共通  売買契約書の 売価額 × 60%</td> <td colspan="2">●建物 ・全部改築（建替え）の場合 工事請負契約書 × 60% の建設費 ・全部改築（建替え）以外の場合 固定資産税 × <math>\frac{10}{7}</math> × 60% 評価額  +</td> </tr> <tr> <td>② 担保評価額 (建物と土 地の合計額)</td> <td colspan="2">●土地 ・土地を購入しない場合  固定資産税 × <math>\frac{10}{7}</math> × 60% 評価額  ・土地を購入する場合 土地売買契約書 × 60% の売価額</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">●土地 固定資産税 × <math>\frac{10}{7}</math> × 60% 評価額</td> </tr> <tr> <td>金利</td> <td colspan="6">毎月見直しされます</td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td colspan="6">申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまで</td> </tr> </tbody> </table>	申込区分	建設	購入	補修	融資限度額 のま申上 3た込事 つは区費 の②分等 の①に各 うに所 ち、の 最右 も低要 い表 の合 計 額① 計 額、	建設資金	2,200万円	購入資金	3,170万円	補修資金	740万円	土地取得資金	970万円	※購入する物件の敷地に係る 権利を取得しない場合は 2,200万円	整地資金	450万円	引当移転資金	450万円	整地資金	450万円		合計額	1,190万円			合計額	3,620万円						① 右記 融資限度額 の合計額	●建物 工事請負契約書 × 60% の建設費  +		●建物・土地共通  売買契約書の 売価額 × 60%		●建物 ・全部改築（建替え）の場合 工事請負契約書 × 60% の建設費 ・全部改築（建替え）以外の場合 固定資産税 × $\frac{10}{7}$ × 60% 評価額  +		② 担保評価額 (建物と土 地の合計額)	●土地 ・土地を購入しない場合  固定資産税 × $\frac{10}{7}$ × 60% 評価額  ・土地を購入する場合 土地売買契約書 × 60% の売価額				●土地 固定資産税 × $\frac{10}{7}$ × 60% 評価額		金利	毎月見直しされます						返済期間	申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまで									
	申込区分	建設	購入	補修																																																													
	融資限度額 のま申上 3た込事 つは区費 の②分等 の①に各 うに所 ち、の 最右 も低要 い表 の合 計 額① 計 額、	建設資金	2,200万円	購入資金	3,170万円		補修資金	740万円																																																									
土地取得資金		970万円	※購入する物件の敷地に係る 権利を取得しない場合は 2,200万円	整地資金	450万円		引当移転資金	450万円																																																									
整地資金		450万円		合計額	1,190万円																																																												
合計額		3,620万円																																																															
① 右記 融資限度額 の合計額	●建物 工事請負契約書 × 60% の建設費  +		●建物・土地共通  売買契約書の 売価額 × 60%		●建物 ・全部改築（建替え）の場合 工事請負契約書 × 60% の建設費 ・全部改築（建替え）以外の場合 固定資産税 × $\frac{10}{7}$ × 60% 評価額  +																																																												
② 担保評価額 (建物と土 地の合計額)	●土地 ・土地を購入しない場合  固定資産税 × $\frac{10}{7}$ × 60% 評価額  ・土地を購入する場合 土地売買契約書 × 60% の売価額				●土地 固定資産税 × $\frac{10}{7}$ × 60% 評価額																																																												
金利	毎月見直しされます																																																																
返済期間	申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまで																																																																
金利や返済方法など、その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ ( <a href="https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai_higashi_revmo/index.html">https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai_higashi_revmo/index.html</a> ) 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。																																																																	
活用できる方	●ご自分が居住するための住宅を建設、購入又は補修される方で、住宅が「全壊」「大規模半壊」「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です（補修の場合は、「一部損壊」を含みます。）。 ●借入申し込み時の年齢が60歳以上の方																																																																
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353																																																																

制度の名称	<b>生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））</b>			
支援の種類	貸付（融資）			
制度の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。			
	●貸付限度額等は次のとおりです。			
	貸付限度額	250万円（目安）		
	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%		
据置期間	貸付けの日から6月以内			
償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）			
●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。				
●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町社会福祉協議会にご相談ください。				
対象者	●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯			
お問い合わせ	・県社会福祉協議会 ・市町社会福祉協議会			

制度の名称	<b>母子父子寡婦福祉資金</b>	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。	
	貸付限度額	200万円以内※通常150万円が限度額のところを災害による場合50万円を上乗せ
	貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%
	●転宅のために必要な経費を貸し付けます。	
	貸付限度額	26万円以内
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象です。	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県厚生環境事務所（支所）</li> <li>・お住まいの市町</li> </ul>	

制度の名称	<b>宅地防災工事資金融資</b>	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	●地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。	
	融資限度額	1,190万円又は工事費のいずれか低い額
	償還期間	20年以内
	※ 完済時年齢の上限は80歳です（元金据置期間を設定する場合を含む。）。 ※ 融資の契約日から1年間の元金据置期間を設定できます（返済期間は据置期間分延長）。 ※ その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ ( <a href="https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/takubo/index.html">https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/takubo/index.html</a> ) 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。	
活用できる方	宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、勧告又は改善命令を受けた方が対象です。	
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353	

制度の名称	<b>地すべり等関連住宅融資</b>		
支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある区域からの移転の勧告を地方公共団体から受けた方に対して、住宅の移転又は取得をするために必要な資金を融資します。</li> <li>●融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがあります。</li> </ul>		
	地すべり関連住宅	地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして、新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。	
	土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして、新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。	
	密集市街地関連住宅	密集市街地における防災街区の整備に関する法律の規定による勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして、新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。</li> </ul>		
	申込区分	融資限度額	返済期間
	建設	移転資金又は建設資金	35年※
		1,680万円	
	購入	2,650万円	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ いずれの場合も、特例加算額520万円の利用が可能。特例加算額の返済期間は、併せて利用する融資の返済期間と同一になります。</li> <li>※ 完済時年齢の上限は80歳です（元金据置期間を設定する場合を含む。）。</li> <li>※ 融資の契約日から3年以内の元金据置期間を設定できます（返済期間は据置期間分延長）。</li> <li>※ その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ (<a href="https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/jisuberi/index.html">https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/jisuberi/index.html</a>) 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</li> </ul>		
活用できる方	関連事業計画又は勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。		
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353		

(事業者向け)

## ●融資等に関すること

[商工関係] ※この他にも、中小企業・小規模事業者関連の支援について県HPに掲載しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/240/shiennseido.html>

制度の名称	<b>広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）</b>										
支援の種類	補助										
制度の内容	<p>●中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設・設備の復旧費用の一部を支援します。</p> <table border="1"><tr><td>対象者</td><td>平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業者等</td></tr><tr><td>補助率</td><td>中小企業者等：3/4（国1/2，県1/4），中堅企業等：1/2（国1/3，県1/6）</td></tr><tr><td>補助限度額</td><td>1事業者当たり15億円</td></tr><tr><td>補助対象費目</td><td>施設・設備の復旧費用等</td></tr><tr><td>公募期間</td><td>・グループによる復興事業計画の申請：平成30年9月3日（月）～11月30日（金） ・個社の補助金申請：1の計画認定を受けた方から随時受け付けます。</td></tr></table> <p>●補助金を受けるために必要な手続きは以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>複数の企業によりグループを形成した後、復興事業計画を作成し、県へ申請して計画の認定を受ける。 ※グループの作り方等については、最寄りの商工会や商工会議所、市町の窓口にご相談ください。</li><li>復興事業計画の認定を受けた後、計画に記載された個々の企業が県へ補助金を申請し、交付決定を受ける。</li></ol> <p>※詳しくは、お問い合わせ先又は広島県ホームページ (<a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/240/tyuusyoukigyohukkou.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/240/tyuusyoukigyohukkou.html</a>) でご確認ください。</p>	対象者	平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業者等	補助率	中小企業者等：3/4（国1/2，県1/4），中堅企業等：1/2（国1/3，県1/6）	補助限度額	1事業者当たり15億円	補助対象費目	施設・設備の復旧費用等	公募期間	・グループによる復興事業計画の申請：平成30年9月3日（月）～11月30日（金） ・個社の補助金申請：1の計画認定を受けた方から随時受け付けます。
対象者	平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業者等										
補助率	中小企業者等：3/4（国1/2，県1/4），中堅企業等：1/2（国1/3，県1/6）										
補助限度額	1事業者当たり15億円										
補助対象費目	施設・設備の復旧費用等										
公募期間	・グループによる復興事業計画の申請：平成30年9月3日（月）～11月30日（金） ・個社の補助金申請：1の計画認定を受けた方から随時受け付けます。										
活用できる方	平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業者等										
お問い合わせ	・県庁中小企業等復興支援プロジェクト・チーム 082-513-4451 ・県庁商工労働総務課東部産業支援担当 084-925-5315										

制度の名称	<b>平成30年7月豪雨災害復興支援特別資金</b>						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<p>●県内全域の中小企業者等で、り災証明か売掛債権がある場合や、売上高等が3%以上減少している場合に、必要とする資金を融資します。【利率1.1%、保証料不要】</p> <p>●対象者は、以下の1～3のいずれかに該当する中小企業者等です。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>り災証明を受けた者</li><li>被災地域の企業に売掛債権を有している者</li><li>当該災害の影響を受け、売上高等が3%以上減少していると市町長が認定した者</li></ol> <table border="1"><tr><td>貸付限度額</td><td>中小企業者 4千万円，組合等 8千万円</td></tr><tr><td>申込方法</td><td>り災証明書，認定書等を添付して，取扱金融機関に申し込む</td></tr><tr><td>取扱期間</td><td>平成30年8月6日～平成31年1月31日</td></tr></table> <p>[取扱金融機関] 商工組合中央金庫，広島銀行，もみじ銀行，中国銀行，山口銀行，伊予銀行，四国銀行，西日本シティ銀行，山陰合同銀行，西京銀行，鳥取銀行，百十四銀行，愛媛銀行，香川銀行，トマト銀行，みずほ銀行，広島信用金庫，呉信用金庫，しまなみ信用金庫，広島みどり信用金庫，広島市信用組合，広島県信用組合，備後信用組合，両備信用組合，信用組合広島商銀，朝銀西信用組合，笠岡信用組合</p>	貸付限度額	中小企業者 4千万円，組合等 8千万円	申込方法	り災証明書，認定書等を添付して，取扱金融機関に申し込む	取扱期間	平成30年8月6日～平成31年1月31日
貸付限度額	中小企業者 4千万円，組合等 8千万円						
申込方法	り災証明書，認定書等を添付して，取扱金融機関に申し込む						
取扱期間	平成30年8月6日～平成31年1月31日						
活用できる方	売上げ高の減少等，業況が悪化している業種の，県内全域の中小企業者が対象です。						
お問い合わせ	・県庁経営革新課 082-513-3321 ・広島県信用保証協会 082-228-5500						

制度の名称	<b>セーフティネット資金（国指定）</b>						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<p>●指定地域*の中小企業者等で、災害関係保証又は経営安定関連保証の対象となる場合に、必要とする資金を融資します。【利率1.1%、別枠保証、保証料不要（融資限度額は特別保証の倍）】</p> <p>●対象者は、以下の1又は2のいずれかに該当する中小企業者等です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 り災証明を受けた者</li> <li>2 指定地域で1年間以上継続して事業を行っており、この災害により売上高等が20%以上減少していると市町長が認定した者</li> </ol> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>中小企業者 8千万円 ， 組合等 1億6千万円</td> </tr> <tr> <td>申込方法</td> <td>り災証明書もしくは認定書を添付して、取扱金融機関に申し込む</td> </tr> <tr> <td>取扱期間</td> <td>1 平成30年8月6日～平成31年 1月31日 2 平成30年8月6日～平成30年10月31日</td> </tr> </table> <p>*指定地域          広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、三次市、庄原市（災害救助法適用地域）</p> <p>[取扱金融機関]          商工組合中央金庫、広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行、みずほ銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、信用組合広島商銀、朝銀西信用組合、笠岡信用組合</p>	貸付限度額	中小企業者 8千万円 ， 組合等 1億6千万円	申込方法	り災証明書もしくは認定書を添付して、取扱金融機関に申し込む	取扱期間	1 平成30年8月6日～平成31年 1月31日 2 平成30年8月6日～平成30年10月31日
貸付限度額	中小企業者 8千万円 ， 組合等 1億6千万円						
申込方法	り災証明書もしくは認定書を添付して、取扱金融機関に申し込む						
取扱期間	1 平成30年8月6日～平成31年 1月31日 2 平成30年8月6日～平成30年10月31日						
活用できる方	売上げ高の減少等、業況が悪化している業種の、指定地域の中小企業者が対象です。						
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁経営革新課 082-513-3321</li> <li>・広島県信用保証協会 082-228-5500</li> </ul>						

制度の名称	<b>災害復旧貸付（日本政策金融公庫）</b>								
支援の種類	貸付（融資）								
制度の内容	<p>●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。</p> <p>●災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行います。</p> <p>●株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。</p> <p>○国民生活事業</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> <p>○中小企業事業</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>別枠で1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> <p>●株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なりますので、詳しくは各機関にご確認ください。</p>	貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額	償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）	貸付限度額	別枠で1億5千万円以内	償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）
貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額								
償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）								
貸付限度額	別枠で1億5千万円以内								
償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）								
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等								
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 各支店								

制度の名称	<b>災害復旧貸付（商工組合中央金庫）</b>				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容	<p>●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。</p> <p>●災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行います。</p> <p>●株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>別枠で1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> <p>●株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なりますので、詳しくは各機関にご確認ください。</p>	貸付限度額	別枠で1億5千万円以内	償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）
貸付限度額	別枠で1億5千万円以内				
償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）				
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等				
お問い合わせ	株式会社商工組合中央金庫（お客さまサービスセンター） 0120-079-366				

制度の名称	<b>小規模事業者経営改善資金（マル経融資）</b>
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<p>●小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）制度は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。</p> <p>①貸付限度額 2,000万円 ②貸付金利 平成30年7月11日現在 1.11%</p>
活用できる方	<p>以下の1及び2の要件を満たす方</p> <p>1. 小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主</p> <p>2. 商工会議所等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最寄りの商工会議所</li> <li>・最寄りの商工会</li> <li>・広島県商工会連合会 082-247-0221</li> </ul>

制度の名称	<b>生活衛生改善貸付</b>
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<p>●生活衛生改善貸付制度は、生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「生活衛生同業組合等」という。）の実施する経営指導を受ける生活衛生関係営業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。</p> <p>①貸付限度額 2,000万円 ②貸付金利 平成30年7月11日現在 1.11%</p>
活用できる方	<p>以下の1及び2の要件を満たす方</p> <p>1. 小規模事業者 常時使用する従業員が5人以下（旅館業及び興行場営業の場合は20人以下）の生活衛生関係の事業を営む法人・個人事業主</p> <p>2. 生活衛生同業組合等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入の生活衛生同業組合</li> <li>・組合が設立されていない場合は、 （公財）広島県生活衛生営業指導センター 082-532-1200</li> </ul>

制度の名称	<b>高度化事業（災害復旧貸付）</b>						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する場合、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な資金の一部の貸付けを行います。</li> <li>●支援の内容は次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="354 353 1437 465"> <tr> <td>貸付割合</td> <td>90%以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内（うち3年以内の据置可能）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> </li> <li>●詳しくは都道府県にご確認ください。</li> </ul>	貸付割合	90%以内	償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）	貸付利率	無利子
貸付割合	90%以内						
償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）						
貸付利率	無利子						
活用できる方	●事業協同組合等であって、共同で施設等の復旧のために土地、建物、構築物、設備の復旧を行う場合が対象です。						
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人中小企業基盤整備機構 中国本部 082-502-6300（代）</li> <li>・県庁経営革新課 082-513-3323</li> </ul>						

制度の名称	<b>災害関係保証</b>
支援の種類	信用保証
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度です。</li> <li>●融資額の全額を保証（100%）し、保証料率は概ね0.7%～1.0%です。</li> <li>●無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。</li> </ul>
活用できる方	災害により営業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊・火災等の直接的な被害を受けた方が対象です。
お問い合わせ	広島県信用保証協会 082-228-5500

制度の名称	<b>職場適応訓練費の支給</b>
支援の種類	給付・還付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して訓練手当などを支給します。</li> <li>●事業主は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円/月（重度の障害者25,000円/月）が支給されます。短期の職場適応訓練については、960円/日（重度の障害者1,000円/日）です。</li> <li>●訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障害者に係る訓練等1年）以内です。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障害者に係る訓練4週間）以内です。</li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職場適応訓練は、激甚な災害を受けた地域において就業していて、災害により離職を余儀なくされた方などであって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 職場適応訓練を行う設備があること</li> <li>ロ 指導員としての適当な従業員がいること</li> <li>ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること</li> <li>ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること</li> <li>ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること</li> </ul> </li> </ul>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最寄りのハローワーク（公共職業安定所）</li> <li>・広島労働局 082-221-9241</li> </ul>

相談窓口名	<b>金融相談</b>
相談内容、概要等	●被災中小企業者等を対象として、融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受付けています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁経営革新課 082-513-3321</li> <li>・東部産業支援担当 084-925-5315</li> </ul>

相談窓口名	<b>事業資金相談ダイヤル</b>
相談内容、概要等	●中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受付けています。（受付時間：平日9時から17時まで）
お問い合わせ	●事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 <a href="http://www.jfc.go.jp/">http://www.jfc.go.jp/</a> （日本政策金融公庫） ●災害が発生した場合の特別相談窓口等も設置しています。 特別相談窓口一覧（日本政策金融公庫） <a href="http://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/index.html">http://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/index.html</a>

相談窓口名	<b>融資・支援制度の相談（特別相談窓口の設置）</b>
相談内容、概要等	●被災された中小企業者等を対象として、融資・支援制度等の相談を受け付けています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最寄りの商工会議所</li> <li>・広島県商工会連合会 082-247-0221</li> </ul>

**[農業関係]** ※この他にも、農林水産業関連の支援について県HPに掲載しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/79/nourinsaigaisien.html>

制度の名称	<b>農林水産業施設災害復旧事業</b>
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害を受けた農林水産業施設の復旧などに対する補助</li> <li>[対象]</li> <li>・田畑などの農地の流亡・埋没</li> <li>・土砂の流入、あぜの崩壊などの復旧</li> <li>・ため池、水路、道路、堤防、揚水機、共同利用施設などの原形復旧・効用回復 など</li> <li>[事業主体] 市町又は団体</li> </ul>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お住まいの市町の農林水産担当窓口</li> <li>・各農林水産事務所・農林事業所</li> </ul> ※農協等の共同利用施設については、県庁団体検査課 082-513-3526

制度の名称	<b>農業制度資金</b>
支援の種類	融資
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害を受けた農作物の植え替えなどの経営に必要な資金を融資します。</li> <li>●農業用施設の補修や建て替えに必要な資金を融資します。</li> </ul>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お近くの農協</li> <li>・株式会社日本政策金融公庫 広島支店 082-249-9152</li> <li>・お住まいの市町</li> <li>・県庁就農支援課 082-513-3554</li> <li>・各農林水産事務所・農林事業所</li> </ul>

制度の名称	<b>株式会社日本政策金融公庫による資金貸付</b>
支援の種類	融資
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っています。</li> <li>○農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。</li> <li>○農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。</li> <li>○農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資します。</li> <li>●上記のほかにも農林漁業者に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。</li> </ul>
活用できる方	●農林漁業者
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫（事業資金相談ダイヤル） 0120-154-505

制度の名称	<b>農業共済</b>
支援の種類	補償
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業共済に加入している水稻などの農作物、家畜に対する補償</li> <li>●農業共済に加入しているビニールハウスなどの施設に対する補償</li> </ul>
お問い合わせ	広島県農業共済組合 082-262-4711

相談窓口名	<b>融資全般に関する相談窓口</b>
相談内容、概要等	●農業融資全般に関する相談を受け付けています。
お問い合わせ	県庁就農支援課 082-513-3554

相談窓口名	<b>事業資金相談ダイヤル</b>
相談内容、概要等	●中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受付けています。（受付時間：平日9時から17時まで）
お問い合わせ	●日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 <a href="http://www.jfc.go.jp/">http://www.jfc.go.jp/</a> （日本政策金融公庫） ●災害が発生した場合の特別相談窓口等も設置しています。 ・特別相談窓口一覧（日本政策金融公庫） <a href="http://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/index.html">http://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/index.html</a>

**[林業関係]** ※この他にも、農林水産業関連の支援について県HPに掲載しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/79/nourinsaigaisien.html>

制度の名称	<b>造林事業</b>
支援の種類	補助
制度の内容	●被害森林の回復のための造林事業
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁林業課 082-513-3701</li> <li>・各農林水産事務所・農林事業所</li> <li>・各森林組合</li> </ul>

制度の名称	<b>農林水産業施設災害復旧事業</b>
支援の種類	補助
制度の内容	●被害を受けた林道、共同利用施設の復旧などに対する補助
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁林業課 082-513-3704</li> <li>・各農林水産事務所・農林事業所</li> <li>・お住まいの市町の農林水産担当窓口</li> </ul>

制度の名称	<b>株式会社日本政策金融公庫による資金貸付</b>
支援の種類	融資
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。</li> <li>○農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。</li> <li>○林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資します。</li> </ul> </li> <li>●り災証明書が必要です。</li> <li>●上記のほかにも農林漁業者に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。</li> </ul>
活用できる方	●林業者
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 岡山支店 086-232-3612 県庁林業課 082-513-3688

制度の名称	<b>森林保険</b>
支援の種類	補償
制度の内容	●森林保険に加入している人工林の被害（風水害）に対する補償
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県森林組合連合会 082-228-5111</li> <li>・各森林組合</li> </ul>

相談窓口名	<b>事業資金相談ダイヤル</b>
相談内容、概要等	●中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受付けています。（受付時間：平日9時から17時まで）
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 <a href="http://www.jfc.go.jp/">http://www.jfc.go.jp/</a>（日本政策金融公庫）</li> <li>●災害が発生した場合の特別相談窓口等も設置しています。 特別相談窓口一覧（日本政策金融公庫）<a href="http://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/index.html">http://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/index.html</a></li> </ul>

**[漁業関係]** ※この他にも、農林水産業関連の支援について県HPに掲載しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/79/nourinsaigaisien.html>

制度の名称	<b>農林水産業施設災害復旧事業</b>
支援の種類	補助
制度の内容	●被害を受けた共同利用施設等の復旧に対する補助
活用できる方	●団体
お問い合わせ	・県庁団体検査課 082-513-3526

制度の名称	<b>漁業制度資金</b>
支援の種類	融資
制度の内容	●被害を受けた漁船や養殖施設の復旧整備などに必要な資金を融資します。 ●り災証明書が必要です。
お問い合わせ	・県信漁連（JFマリンバンク） 082-247-2301 ・お住まいの市町の農林水産担当窓口 ・県庁水産課 082-513-3610

制度の名称	<b>株式会社日本政策金融公庫による資金貸付</b>
支援の種類	融資
制度の内容	●株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っています。 ○農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。 ○農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。 ○漁業基盤整備資金：漁港、漁場の復旧のための資金を融資します。 ●上記のほかにも農林漁業者に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。
活用できる方	●漁業者
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫（事業資金相談ダイヤル）0120-154-505 （受付時間：平日9時から17時まで）

制度の名称	<b>漁業共済</b>
支援の種類	補償
制度の内容	●漁業共済に加入している養殖施設や水産動植物被害に対する補償
お問い合わせ	広島県漁業共済組合 082-544-3388

制度の名称	<b>漁船保険</b>
支援の種類	補償
制度の内容	●漁船保険加入者の漁船被害に対する補償
お問い合わせ	日本漁船保険組合広島県支所 082-249-1850

相談窓口名	<b>事業資金相談ダイヤル</b>
相談内容、概要等	●中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受付けています。（受付時間：平日9時から17時まで）
お問い合わせ	●事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 <a href="http://www.jfc.go.jp/">http://www.jfc.go.jp/</a> （日本政策金融公庫） ●災害が発生した場合の特別相談窓口等も設置しています。 ・特別相談窓口一覧（日本政策金融公庫） <a href="http://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/index.html">http://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/index.html</a>

## ●その他

内 容	<b>運転免許証に関すること</b> ※運転免許証の有効期間の延長については、平成30年11月30日をもって終了しました。
-----	--

内 容	<b>ボランティアの派遣依頼について</b>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島災害ボランティア情報特設サイト (<a href="https://hiroshima.shienp.net/">https://hiroshima.shienp.net/</a>)</li> <li>・最寄りの市町のボランティアセンター (市町社会福祉協議会)</li> </ul>

内 容	<b>通訳ボランティア派遣（市町からの要請による）</b>
お問い合わせ	<p>(公財) ひろしま国際センター (広島クリスタルプラザ6F)          電話 : 082-541-3777 / Fax : 082-243-2001          e-mail : hic@hiroshima-ic.or.jp          《対応言語》          英語, 中国語, ベトナム語, 韓国語, フィリピン語, ポルトガル語, インドネシア語, タイ語,          スペイン語, ヒンディー語 など</p>

## ●各種相談

相談窓口名	<b>県民相談（各種相談窓口の紹介）</b>
相談内容, 概要等	●行政関係, 交通事故, 相続や離婚など家族に関すること, 近隣トラブル, 個人間の金銭トラブルなど
お問い合わせ	広島県生活センター 082-223-8811

相談窓口名	<b>こころのケア相談</b>
相談内容, 概要等	●こころの健康についての相談を行っています。電話や面接で相談ができます。医師, 保健師, 精神保健福祉士, 臨床心理技術者などの専門職が対応します。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県総合精神保健福祉センター 082-884-1051</li> <li>・広島市精神保健福祉センター 082-245-7746</li> </ul>

相談窓口名	<b>多言語相談</b>
相談内容, 概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害関連情報や在留資格及び社会保険労務に関する専門相談を実施します。 毎週木曜日 10:00~16:00 (12:00~13:00は対応不可) ※ベトナム語, 英語, 韓国語, フィリピン語対応可能</li> <li>●面談及び電話による実施 (フリーダイヤル, トリオフォンあり) ※ベトナム語は8月末までのみ</li> </ul>
お問い合わせ	<p>(公財) ひろしま国際センター          フリーダイヤル 0120-783-806 / 携帯電話からは082-541-3888</p> <p>※広島在住外国人向けの生活情報サイト (<a href="http://live-in.hiroshima-ic.or.jp/">http://live-in.hiroshima-ic.or.jp/</a>)  <a href="http://live-in.hiroshima-ic.or.jp/">Live in Hiroshima - Information Site for Foreigners Living in Hiroshima</a></p>

相談窓口名	<b>弁護士による豪雨災害相談ダイヤル（広島弁護士会主催）</b>
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援、生活・事業に関することなど</li> <li>●実施時間：土日祝日を含め、毎日12時～16時</li> </ul> 《相談内容の例》 <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣の塀が壊れて自宅敷地に入ってきた</li> <li>・住宅ローンが払えなくなった</li> <li>・火災保険の補償があるのか</li> <li>・り災証明の認定が予想よりも低く困っている</li> <li>・借りていた代車が土砂で流され、損害賠償請求されている</li> <li>・義捐金を受領したら、生活保護が打ち切られるか など</li> </ul>
お問い合わせ	0120-611-613（通話料無料、相談料無料） 082-502-0612（通話料有料、相談料無料）

相談窓口名	<b>法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）</b>
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。</li> <li>また、「収入が一定額以下」などの条件を満たす方には、弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え等の援助を行っています。</li> </ul>
お問い合わせ	法テラス・サポートダイヤル（0570-078374） <sup>おなやみなし</sup> 、法テラス各地方事務所 法テラスホームページ <a href="http://www.houterasu.or.jp">http://www.houterasu.or.jp</a> 法テラススマホサイト <a href="http://www.houterasu.or.jp/sp">http://www.houterasu.or.jp/sp</a> 

相談窓口名	<b>人権相談</b>
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット（パソコン・携帯電話）で相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。</li> </ul>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●みんなの人権110番【全国共通人権相談ダイヤルです。】 0570-003-110（全国共通・ナビダイヤル）</li> <li>●子どもの人権110番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。】 0120-007-110（全国共通・フリーダイヤル）</li> <li>●女性の人権ホットライン 【セクシュアル・ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話です。】 0570-070-810（全国共通・ナビダイヤル）</li> <li>●インターネット人権相談受付窓口 <a href="http://www.jinken.go.jp/">http://www.jinken.go.jp/</a>（パソコン、携帯電話、スマートフォン共通）</li> <li>●外国語人権相談ダイヤル（Foreign language Human Rights Hotline） 0570-090-911（全国共通・ナビダイヤル）</li> </ul> 

制度の名称	<b>消費者ホットライン 188</b>
支援の種類	サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費生活センター等の消費生活相談窓口を御存知ない方に、地方自治体が設置する身近な消費生活相談窓口を案内します。 <a href="http://www.caa.go.jp/region/shohisha_hotline.html">http://www.caa.go.jp/region/shohisha_hotline.html</a></li> </ul>
活用できる方	●消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在をご存知ない消費者の方
お問い合わせ	●消費者ホットライン 188

相談窓口名	<b>行政苦情110番</b>
相談内容、概要等	●国の行政全般について、皆様の苦情や意見・要望を受け付けます。 また、「どんな支援策があるか知りたい」、「困っていることがあるが、どこに相談したらよいか分からない」など、被災者からの相談に応じるとともに、被災者に不足しがちな各種支援対策の情報を提供しています。
お問い合わせ	●全国共通番号 0570-090110（月～金 8:30～17:15） ※管区行政評価局、行政評価事務所、行政監視行政相談センターによって受付終了時間が異なります。 ※夜間・土日祝日は留守番電話対応 ※最寄りの管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センターにつながります。一部のIP電話では利用できない場合があります。その場合は、管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センターの電話番号におかけください。 《管区行政評価局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センターの所在地等一覧》 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kyokusyo_madoguchi.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kyokusyo_madoguchi.html</a> ●特別行政相談所 大規模な災害が発生した場合、被災者への速やかな情報提供、きめ細かな相談対応を行うため、適宜、被災地の市町村において「特別行政相談所」を開設しています。 ※特別行政相談所の開設日時、場所等については、上記の全国共通番号にお問い合わせください。

制度の名称	<b>よりそいホットライン</b>
支援の種類	サービス
制度の内容	●「よりそいホットライン」は、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、24時間365日、無料電話によって、相談者のどんな相談にも寄り添い、一緒に解決する方法を探します。
活用できる方	●生きにくさ、暮らしにくさを抱える人
お問い合わせ	0120-279-338

制度の名称	<b>NHKふれあいセンター</b>
支援の種類	サービス
制度の内容	●放送受信料に関するお問い合わせ ・災害免除に関するお問い合わせ ・住所変更等のご連絡 ●NHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ <a href="https://www.nhk.or.jp/css/communication/callcenter.html">https://www.nhk.or.jp/css/communication/callcenter.html</a>
活用できる方	●窓口にお問合せください。
お問い合わせ	(災害免除に関するお問い合わせ) 0570-077077 (9:00～20:00 年末年始を除く) ・上記電話番号がご利用になれない場合は、 050-3786-5003 (9:00～20:00 年末年始を除く) (住所変更等のご連絡) 0120-151515 (9:00～20:00 年末年始を除く) ・上記電話番号がご利用になれない場合は、 050-3786-5003 (9:00～20:00 年末年始を除く) (NHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ) 0570-003434 (9:00～20:00 年末年始を除く) ・上記電話番号がご利用になれない場合は、 西日本 050-3786-5006 (関西、中国、四国、九州)

※ それぞれの支援制度の中には、一定の適用基準が設けられているものがあることから、支援制度が適用とならない場合もあります。

詳細については、各支援制度ごとに記載しているお問い合わせ先にご相談ください。

## ◎お問い合わせ先一覧

### [広島県]

名称	管轄	電話番号
広島県庁(代表番号)		082-228-2111
県税事務所		
西部県税事務所	お困りの際は、お近くの県税事務所にご相談・ご申請をお願いします。	082-228-2111
西部県税事務所呉分室		0823-22-5400
西部県税事務所廿日市分室		0829-32-1181
西部県税事務所東広島分室		082-422-6911
東部県税事務所		084-921-1311
東部県税事務所尾道分室		0848-25-2011
北部県税事務所		0824-63-5181
厚生環境事務所・保健所		
西部厚生環境事務所・保健所	大竹市, 廿日市市	0829-32-1181
西部厚生環境事務所・保健所広島支所	広島市, 安芸高田市, 安芸郡, 山県郡	082-228-2111
西部厚生環境事務所・保健所呉支所	呉市, 江田島市	0823-22-5400
西部東厚生環境事務所・保健所	竹原市, 東広島市, 豊田郡	082-422-6911
東部厚生環境事務所・保健所	三原市, 尾道市, 世羅郡	0848-25-2011
東部厚生環境事務所・保健所福山支所	福山市, 府中市, 神石郡	084-921-1311
北部厚生環境事務所・保健所	三次市, 庄原市	0824-63-5181
西部こども家庭センター		082-254-0381
東部こども家庭センター		084-951-2340
北部こども家庭センター		0824-63-5181
農林水産事務所		
西部農林水産事務所	広島市, 大竹市, 廿日市市, 安芸高田市, 安芸郡, 山県郡	082-228-2111
西部農林水産事務所呉農林事業所	呉市, 江田島市	0823-22-5400
西部農林水産事務所東広島農林事業所	竹原市, 東広島市, 豊田郡	082-422-6911
東部農林水産事務所	福山市, 府中市, 神石郡	084-921-1311
東部農林水産事務所尾道農林事業所	三原市, 尾道市, 世羅郡	0848-25-2011
北部農林水産事務所	三次市, 庄原市	0824-72-2015
建設事務所		
西部建設事務所	広島市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸郡	082-250-8151
西部建設事務所呉支所	呉市	0823-22-5400
西部建設事務所廿日市支所	大竹市, 廿日市市	0829-32-1141
西部建設事務所安芸太田支所	山県郡	0826-22-0541
西部建設事務所東広島支所	竹原市, 東広島市, 豊田郡	082-422-6911
東部建設事務所	福山市, 府中市, 神石郡	084-921-1311
東部建設事務所三原支所	三原市, 尾道市, 世羅郡	0848-64-2322
北部建設事務所	三次市	0824-63-5181
北部建設事務所庄原支所	庄原市	0824-72-2015
地域県民相談室		
東部地域県民相談室		084-931-5522
北部地域県民相談室		0824-62-5522

**[県内市町]**

市町・代表電話	主な内容	窓口・電話番号
<p>広島市 082-245-2111</p> <p>中区 082-504-2543</p> <p>東区 082-568-7703</p> <p>南区 082-250-8933</p> <p>西区 082-532-0925</p> <p>安佐南区 082-831-4925</p> <p>安佐北区 082-819-3903</p> <p>安芸区 082-821-4903</p> <p>佐伯区 082-943-9703</p>	・被災者支援総合窓口	<p>東区区政調整課 082-568-7703</p> <p>南区区政調整課 082-250-8933</p> <p>安佐北区区政調整課 082-819-3903</p> <p>安芸区区政調整課 082-821-4903</p>
	・り災証明	<p>中区地域おこし推進課 082-504-2820</p> <p>東区地域おこし推進課 082-568-7705</p> <p>南区地域おこし推進課 082-250-8935</p> <p>西区地域おこし推進課 082-532-1023</p> <p>安佐南区地域おこし推進課 082-831-4926</p> <p>安佐北区地域おこし推進課 082-819-3903</p> <p>安芸区地域おこし推進課 082-821-4903</p> <p>佐伯区地域おこし推進課 082-943-9704</p>
	・見舞金の支給などに関すること	<p>中区生活課 082-504-2568</p> <p>東区生活課 082-568-7816</p> <p>南区生活課 082-254-9184</p> <p>西区生活課 082-294-6109</p> <p>安佐南区生活課 082-831-4939</p> <p>安佐北区生活課 082-819-0575</p> <p>安芸区生活課 082-821-2804</p> <p>佐伯区生活課 082-943-9725</p>
	・生活保護	<p>中区生活課 082-504-2689</p> <p>東区生活課 082-568-7726</p> <p>南区生活課 082-250-4105</p> <p>西区生活課 082-294-6583</p> <p>安佐南区生活課 082-831-4940</p> <p>安佐北区生活課 082-819-0576</p> <p>安芸区生活課 082-821-2806</p> <p>佐伯区生活課 082-943-9726</p>
	・母子父子寡婦福祉資金	<p>中区保健福祉課(児童福祉係) 082-504-2569</p> <p>東区福祉課(児童福祉係) 082-568-7733</p> <p>南区保健福祉課(児童福祉係) 082-250-4131</p> <p>西区保健福祉課(児童福祉係) 082-294-6342</p> <p>安佐南区保健福祉課(児童福祉係) 082-831-4945</p> <p>安佐北区保健福祉課(児童福祉係) 082-819-0605</p> <p>安芸区保健福祉課(児童福祉係) 082-821-2813</p> <p>佐伯区保健福祉課(児童福祉係) 082-943-9732</p>
	・仮住宅の提供	<p>都市整備局住宅部受託政策課</p> <p>(民間賃貸住宅のあっせん) 082-504-2292</p> <p>(公的賃貸住宅の提供) 082-504-2291</p> <p>(市営・県営住宅の提供) 082-504-2293</p>
	・住宅の応急修理	<p>中区建築課 082-504-2579</p> <p>東区建築課 082-568-7745</p> <p>南区建築課 082-250-8960</p> <p>西区建築課 082-532-0950</p> <p>安佐南区建築課 082-831-4953</p> <p>安佐北区建築課 082-831-4953</p>
	<p>・市立幼稚園授業料の減免</p> <p>・私立幼稚園の保育料・入園料の減免</p> <p>・市立高等学校授業料・受講料の減免</p> <p>・教科書等の無償給与</p> <p>・特別支援教育就学奨励事業</p>	<p>教育委員会学事課 082-504-2469</p>
	・市税の特別措置(市民税・固定資産税等)	<p>中央市税事務所(第一市民税係) 082-504-2564</p> <p>南税務室 082-250-8946</p> <p>東部市税事務所(市民税係) 082-568-7719</p> <p>安芸税務室 082-821-4913</p> <p>西部市税事務所(第一市民税係) 082-532-0942</p> <p>佐伯税務室 082-943-9716</p> <p>北部市税事務所(第一市民税係) 082-831-4935</p> <p>安佐北税務室 082-819-3913</p>

市町・代表電話	主な内容	電話
呉市 0823-25-3100	・り災証明	収納課 0823-25-3199
	・公営住宅の提供等	住宅政策課 0823-25-3391 0823-25-3830
	・住宅の応急修理	建築指導課 0823-25-5719
	・災害復興住宅融資	建築指導課 0823-25-3513 0823-25-3514
	・固定資産税の減免, 納期の延長	資産税課 0823-25-3214
	・市民税の減免, 納期の延長	市民税課 0823-25-3195
	・税金の徴収猶予	収納課 0823-25-3201
	・中小企業融資	商工振興課 0823-25-3814
	・呉市農林水産業融資制度	農林水産課 0823-25-3317
	・小中学生の就学援助措置	学校教育課 0823-25-3453
	・被災者の生活上の相談受付	被災者支援窓口 0823-25-2830
竹原市 0846-22-7719	・り災証明	税務課 0846-22-7732
	・市税の特別措置(納期限の延長)	
	・市民税, 国民健康保険税等の減免	税務課(市民税係) (資産税係) 0846-22-7732
	・固定資産税の減免	
	・見舞金の支給などに関する事	社会福祉課(福祉総務係) 0846-22-7742
	・災害援護資金貸付	
	・生活保護	社会福祉課(保護係) 0846-22-7742
	・窓口負担(国民健康保険, 後期高齢者医療保険)の減免措置等	市民課(医療年金係) 0846-22-7734
	・国民年金保険料, 後期高齢者医療保険料の減免措置等	
	・障害福祉サービス等の減免	
	・障害児通所支援等使用負担額の減免	
	・補装具に係る自己負担額の減免	健康福祉課(障害福祉係) 0846-22-7743
	・障害児福祉手当, 特別障害者手当の特別措置	
	・難聴児補聴器購入費助成事業	
	・障害者自立支援医療費の利用者負担額の減免措置等	
	・介護保険料の減免	健康福祉課(介護福祉係) 0846-22-7743
	・窓口負担(介護保険)の減免	
・保育料の減免	社会福祉課(子ども福祉係) 0846-22-7742	
・母子父子寡婦福祉資金貸付		
・住宅の応急修理	都市整備課(住宅建築係) 0846-22-7749	
・公営住宅への受入		
・教科書等の無償給与	学校教育課(学事係) 0846-22-7753	
・農林水産業施設災害復旧事業(農業・林業関係)	建設課(建設維持係) 0846-22-7746	
・竹原市の奨学金制度に関する事	教育振興課(教育企画係) 0846-22-2329	

市町・代表電話	主な内容	電話	
三原市 0848-64-2111	・り災証明	災害対策本部※当分の間 0848-67-6868	
	・見舞金の支給などに関すること ・災害援護資金 ・障害福祉サービス等利用者負担額の減免措置 ・障害者の自立支援医療費の負担額の減免措置等 ・特別児童扶養手当, 障害児福祉手当, 特別障害者手当の特別措置	社会福祉課 0848-67-6058	
	・生活保護	社会福祉課 0848-67-6059	
	・障害者支援施設等の利用者負担額の減免	社会福祉課 0848-67-6060	
	・母子父子寡婦福祉資金 ・保育所の利用者負担額の減免 ・乳幼児等医療 ・児童扶養手当	子育て支援課 0848-67-6045	
	・市営住宅への入居 ・住宅の応急修理	住宅対策課 0848-67-6120	
	・市立幼稚園授業料の減免等	教育振興課 0848-67-6151	
	・小・中学生の就学援助	学校教育課 0848-67-6154	
	・市税の特別措置(市民税減免)	市民税課 0848-67-6031	
	・介護保険料, 国民健康保険料(税), 後期高齢者医療保険料の減免	資産税課 0848-67-6032	
	・市税の特別措置(固定資産税減免)	税制収納課 0848-67-6035	
	・市税の特別措置(市民税・固定資産税の納税猶予) ・介護保険料, 国民健康保険料(税), 後期高齢者医療保険料の納付猶予	高齢者福祉課 0848-67-6240	
	・窓口負担(介護保険)の減免等 ・養護老人ホームの利用者負担額の減免	保健医療課 0848-67-6050	
	・窓口負担(国民健康保険・後期高齢者医療)の減免等	農林水産課 0848-67-6077	
	・農業関係制度資金	農林整備課 0848-67-6185	
	・農林水産業施設災害復旧事業	大和支所地域振興課 0847-33-0222	
	・農業集落排水処理施設使用料の減免	商工振興課 0848-67-6072	
	・セーフティネット資金		
	尾道市 0848-38-9111	・り災証明	総務課 0848-38-9216
		・見舞金などの支給に関すること ・災害援護資金貸付	社会福祉課(庶務係) 0848-38-9122 因島福祉課 0845-26-6209
・特別児童扶養手当等の特別措置		社会福祉課(障害福祉課) 0848-38-9124	
・母子父子寡婦福祉資金貸付 ・児童扶養手当等の特別措置		子育て支援課(児童福祉係) 0848-38-9112	
・保育所保育料の減免		子育て支援課(児童保育係) 0848-38-9114	
・市営住宅の提供 ・応急仮設住宅(借上型)の供与 ・住宅の応急修理		建築課(住宅政策係) 0848-38-9247	
・窓口負担(国民健康保険, 介護保険, 後期高齢者医療保険)の減免措置		高齢者福祉課(介護保険係) 0848-38-9119 保険年金課(事業推進係) 0848-38-9107	
・教科書等の無償給与(尾道市立学校) ・就学援助		教育委員会教育指導課(学事係) 0848-20-7474	
・公立幼稚園保育料の減免		教育委員会教育指導課(庶務係) 0848-20-7238	
・尾道市立大学の授業料免除		尾道市立大学総務課 0848-22-8311	
・市県民税の減免		市民税課(市民税係) 0848-38-9154 (因島瀬戸田市民税係) 0845-26-6227	
・市県民税, 固定資産税等の徴収猶予 ・国民健康保険料, 介護保険料, 後期高齢者医療保険料の徴収猶予		収納課(収納一係) 0848-38-9210 (収納二係) 0848-38-9174	
・国民健康保険料の減免 ・後期高齢者医療保険料の減免 ・介護保険料の減免		市民税課(保険料係) 0848-38-9145	
・固定資産税の減免		資産税課(家屋係) 0848-38-9164 (因島瀬戸田資産税係) 0845-26-6228	
・国民年金保険料等の減免		保険年金課(申請給付係) 0848-38-9143	
・農林水産業施設災害復旧事業		土木課 0848-38-9494	

市町・代表電話	主な内容	電話
福山市 084-921-2111	・り災証明	被災者支援相談窓口 福祉総務課 084-928-1284 084-928-1045
	・見舞金の支給などに関すること ・災害援護資金	福祉総務課 084-928-1045
	・母子父子寡婦福祉資金 ・乳幼児等医療	ネウボラ推進課 084-928-1053
	・児童扶養手当の特別措置	ネウボラ推進課 084-928-1070
	・市営住宅への入居	住宅課 084-928-1101
	・市立幼稚園保育料の減免	教育総務課 084-928-1109
	・保育所等保育料の減免	児童部庶務課 084-928-1047
	・市立高等学校授業料の減免	福山中・高等学校 084-951-5978
	・市立大学授業料の減免	福山市立大学総務課 084-999-1112
	・教科書等の無償給与 ・小・中学生の就学援助	学事課 084-928-1169
	・市税の特別措置(市民税)	市民税課 084-928-1020
	・市税の特別措置(固定資産税)	資産税課 084-928-1023
	・介護保険料の減免等 ・窓口負担(介護保険)の減免等	介護保険課 084-928-1180
	・国民健康保険料(税)の減免	国民年金課 084-928-1055
	・後期高齢者医療保険料の減免等	後期高齢者医療課 084-928-1411
	・心身障害者扶養共済制度の掛金の減免等 ・障害福祉サービス等利用者負担額の減免措置	障がい福祉課 084-928-1208 084-928-1063
	・特別児童扶養手当, 障害児福祉手当, 特別障害者手当の特別措置	障がい福祉課 084-928-1063
	・農業制度資金	地産地消推進課 084-928-1242
	・生活保護	生活福祉課 084-928-1066
	0府中市 0847-43-7111	・り災証明
・り災証明(事業用)		産業振興課(商工観光係) 0847-43-7190
・見舞金の支給などに関すること ・災害援護資金の貸付		地域福祉課(しょうがい福祉係) 0847-43-7148
・市民税, 国民健康保険税, 後期高齢者医療保険料の減免		税務課(市民税係) 0847-43-7121
・固定資産税の減免		税務課(資産税係) 0847-43-71258
・窓口負担(国民健康保険, 後期高齢者医療保険)の減免措置等		健康医療課(医療保険係) 0847-43-7142
・介護保険料, 窓口負担(介護保険)の減免措置等		長寿支援課(介護福祉係) 0847-40-0222
・国民年金保険料の免除		市民課(市民年金係) 0847-443-7129
・保育料の減免		女性こども課(保育係) 0847-43-7265
・母子父子寡婦福祉資金貸付		女性こども課(こども家庭係) 0847-43-7139
・学用品の給与		学校教育課(学事係) 0847-43-7193
・市営住宅への入居		整備保全課(施設係) 0847-43-7236
・住宅の応急修理		まちづくり課(建築・空き家対策係) 0847-43-7156
三次市 0824-62-6111	・り災証明	課税課 0824-62-6124
	・市税, 国民健康保険税の特別措置(減免・期限延長)	課税課 0824-62-6122
	・市税, 国民健康保険税の特別措置(納税猶予) ・介護保険料, 後期高齢者医療保険料の納付猶予	収納課 0824-62-6127
	・見舞金の支給などに関すること ・災害援護資金の貸付 ・生活保護	社会福祉課 0824-62-6146
	・障害者福祉サービス, 補装具費等の利用者負担額の支払猶予	社会福祉課 0824-65-2051
	・母子父子寡婦福祉資金貸付に関すること ・児童扶養手当, 特別児童扶養手当	女性活躍支援課 0824-62-6148
	・公営住宅への入居	財産管理課 0824-62-6161
	・教科書等の無償給与	学校教育課 0824-62-6344
	・小中学生の就学援助措置	学校教育課 0824-62-6184
	・介護保険料, 後期高齢者医療保険料, 国民年金保険料の減免措置 ・窓口負担(国民健康保険, 後期高齢者医療)の減免	市民課 0824-62-6134
	・窓口負担(介護保険)の減免措置等	高齢者福祉課 0824-62-6387
	・社会福祉施設入所・通所に係る利用者負担額の減免(養護老人ホーム)	高齢者福祉課 0824-62-6145
	・保育利用用の減免	子育て支援課 0824-62-6147
	庄原市 0824-73-1111	・り災証明
・市営住宅への入居		都市整備課 0824-73-1172
・見舞金の支給などに関すること		社会福祉課 0824-73-1210

市町・代表電話	主な内容	電話
大竹市 0827-59-2111	・り災証明	総務課 0827-59-2119
	・見舞金の支給などに関すること	地域介護課 0827-59-2152
	・災害援護資金	地域介護課 0827-59-2144
	・窓口負担(介護保険)の減免等	地域介護課 0827-59-2144
	・養護老人ホームの利用者負担額の減免	地域介護課 0827-59-2144
	・母子父子寡婦福祉資金	福祉課(児童係) 0827-59-2148
	・保育料の減免	福祉課(児童係) 0827-59-2148
	・児童扶養手当の特別措置	福祉課(児童係) 0827-59-2148
	・障害者支援施設等の利用者負担額の減免	福祉課(障害福祉係) 0827-59-2146
	・心身障害者扶養共済制度掛金の減免等	福祉課(障害福祉係) 0827-59-2146
	・障害福祉サービス等利用者負担額の減免措置	福祉課(障害福祉係) 0827-59-2146
	・障害者の自立支援医療費の利用者負担額の減免等	福祉課(障害福祉係) 0827-59-2146
	・特別児童扶養手当, 障害児福祉手当, 特別障害者手当の特別措置	福祉課(障害福祉係) 0827-59-2146
	・生活保護	福祉課(保護係) 0827-59-2147
	・小中学生の就学支援	総務学事課 0827-59-2185
	・市税の特別措置(軽自動車税)	市民税務課 0827-59-2127
・市税の特別措置(個人の市県民税)	市民税務課 0827-59-2128	
・介護保険料, 国民健康保険料(税), 後期高齢者医療保険料の減免等	市民税務課 0827-59-2128	
・市税の特別措置(固定資産税)	市民税務課 0827-59-2129	
・窓口負担(国民健康保険・後期高齢者医療)の減免等	保健医療課 0827-59-2141	
・乳幼児等医療	保健医療課 0827-59-2140	
・心のケア相談	保健医療課 0827-59-2140	
東広島市 082-422-2111	・り災証明	総務課 082-420-0907
	・見舞金の支給等に関すること	社会福祉課 082-420-0932
	・災害援護資金の貸付	社会福祉課 082-420-0932
	・市営住宅の提供	住宅課 082-420-0946
	・被災者用仮住居の提供(民間賃貸住宅:みなし仮設住宅)	住宅課 082-420-0946
	・住宅の応急修理	建築指導課 082-420-0956
	・教科書等の無償給与	学事課 082-420-0975
		指導課 082-420-0976
	・市民税の特別措置等	市民税課 082-420-0910
	・固定資産税・都市計画税の特別措置等	資産税課 082-420-0911
	・窓口負担(国民健康保険, 後期高齢者医療保険)の減免	国保年金課 082-420-0933
	・国民健康保険税, 後期高齢者医療保険料, 国民年金保険料の減免	国保年金課 082-420-0933
	・介護保険料の減免	介護保険課 082-420-0937
	・窓口負担(介護保険)の減免	介護保険課 082-420-0937
	・保育料の減免	保育課 082-420-0934
	・母子父子寡婦福祉資金貸付	こども家庭課 082-420-0407
・農業用施設差異が復旧事業	河川港湾課 082-420-0940	
・小規模崩落地復旧事業	河川港湾課 082-420-0940	
廿日市市 0829-20-0001	・り災証明	危機管理課(危機管理係) 0829-30-9102
	・見舞金の支給などに関すること	福祉総務課 0829-30-9151
	・生活援護資金の貸付	福祉総務課 0829-30-9151
	・生活保護	生活福祉課 0829-30-9166
	・児童扶養手当の支給に係る所得制限の適用除外	こども課 0829-30-9153
	・乳幼児医療	こども課 0829-30-9153
	・保育料の減免	こども課(保育グループ) 0829-30-9154
	・特別児童扶養手当, 障害児福祉手当, 特別障害者手当の特別措置	障害福祉課(障害福祉係) 0829-30-9152
	・心身障害者扶養共済制度掛金の減免	障害福祉課(障害福祉係) 0829-30-9152
	・窓口負担(介護保険)の減免措置等	高齢介護課(高齢介護係) 0829-30-9155
	・窓口負担(後期高齢者医療)の減免措置等	保険課(医療係) 0829-30-9160
	・窓口負担(国民健康保険)の減免措置等	保険課(医療係) 0829-30-9160
	・国民年金保険料の減免措置等	保険課(国保年金係) 0829-30-9159
	・市税の特別措置	課税課(市民税係) 0829-30-9113
		(保険税係) 0829-30-9114
		(土地係) 0829-30-9115
	(家屋係) 0829-30-9116	
・小・中学生の就学援助措置	学校教育課(学事グループ) 0829-30-9202	
・市営住宅への入居	住宅政策課(住宅管理係) 0829-30-9177	

市町・代表電話	主な内容	電話	
安芸高田市 0826-42-2111	・り災証明	危機管理課 0826-42-5625	
	・固定資産税の減免	税務課 0826-42-5614	
江田島市 0823-43-1111	・り災証明	税務課 0823-43-1636	
	・見舞金の支給などに関すること	社会福祉課 0823-43-1638	
	・住宅の応急修理 ・被災者用仮住居の提供(民間賃貸住宅) ・市営住宅への入居	都市整備課(住宅係) 0823-43-1647	
	・後期高齢者医療保険料の減免	保健医療課 0823-43-1639	
	・り災証明	安心安全室 082-286-3243	
府中町 082-286-3111	・見舞金の支給などに関すること ・災害援護資金貸付 ・生活保護	福祉課(地域福祉係) 082-286-3162	
	・障害福祉サービス利用者負担額の減免 ・障害児通所支援等利用負担額の減免 ・補装具等に関する利用者負担額の減免 ・特別児童扶養手当等の特別措置 ・自立支援医療費の利用者負担額の減免措置等	福祉課(障害者福祉係) 082-286-3161	
	・母子父子寡婦福祉資金貸付 ・児童扶養手当の特別措置 ・子ども医療費助成に係る所得制限の適用除外	子育て支援課(こども家庭係) 082-286-3163	
	・保育料の減免	子育て支援課(保育係) 082-286-3168	
	・被災者用の仮住居の提供(県営・民間賃貸住宅) ・住宅の応急修理	建築課(住宅係) 082-286-3174	
	・教科書等の無償給与	学校教育課(児童生徒係) 082-286-3271	
	・町税の減免(固定資産税, 都市計画税, 国民健康保険税等)	税務課(収納係) 082-286-3142	
		(国民健康保険税係) 082-286-3144	
		(固定資産税係) 082-286-3141	
		(町民税係) 082-286-3143	
	・後期高齢者医療保険料, 国民年金保険料の減免 ・窓口負担(後期高齢者医療, )の減免	保健年金課(年金福祉医療係) 082-286-3154	
	・窓口負担(国民健康保険)の減免	保険年金課(国民健康保険係) 082-286-3236	
	・介護保険料の減免 ・窓口負担(介護保険)の減免	高齢介護課(介護保険係) 082-286-3235	
	海田町 082-822-2121	・り災証明	社会福祉課(社会福祉係) 082-823-9207
		・見舞金の支給などに関すること ・災害援護資金貸付	社会福祉課 082-823-9207
		・母子父子寡婦福祉資金 ・保育料の減免 ・乳幼児医療 ・児童扶養手当の支給に係る所得制限の適用除外	こども課 082-823-9227
・生活保護		福祉事務所 082-823-9220	
・公営住宅への入居(県営・町営) ・被災者用仮住居の提供(民間賃貸住宅:みなし仮設住宅) ・住宅の応急修理		都市整備課 082-823-9634	
・町県民税の減免 ・国民健康保険税の減免		税務課 082-823-9204	
・税の特別措置(期限延長, 納付猶予)		収税対策室 082-823-9226	
・介護保険料, 後期高齢者医療保険料の減免 ・窓口負担(後期高齢者医療, 介護保険)の免除等		長寿保険課 082-823-9609	
・国民年金保険料の減免 ・窓口負担(国民健康保険)の減免等		住民課 082-823-9206	
・小中学生の就学援助措置 ・教科書等の無償給与		学校教育課 082-823-9216	

市町・代表電話	主な内容	電話	
熊野町 082-820-5600	・り災証明	総務課 082-820-5601	
	・町営住宅への入居	開発指導課 082-820-5638	
	・見舞金の支給などに関すること ・災害援護資金貸付 ・住宅の応急修理 ・障害者福祉サービスの利用者負担の減免	民生課 082-820-5635	
	・教科書等の無償給与	学校教育課 082-820-5620	
	・市税の減免措置等 ・国民健康保険税の減免措置等	税務課 082-820-5603	
	・窓口負担(国民健康保険)の減免措置等 ・後期高齢者医療保険料の減免措置等	住民課 082-820-5604	
	・介護保険料の減免 ・窓口負担(介護保険)の減免	高齢者支援課 082-820-5606	
	・保育所等利用者負担の減免	子育て・健康推進課 082-820-5637	
	坂町 082-820-1500	・り災証明	税務住民課 082-820-1503
		・見舞金の支給などに関すること	民生課 082-820-1505
・住宅の応急修理		産業建設課 082-820-1512	
・町営住宅, 応急仮設住宅等の提供		産業建設課 082-820-1512 企画財政課 082-820-1507	
北広島町 050-5812-2111	・り災証明	危機管理課 050-5812-1819	
大崎上島町 0846-65-3111	・り災証明	総務企画課(庶務掛) 0846-65-3111	
世羅町 0847-22-1111	・り災証明	総務課(生活安全係) 0847-22-1111	
	・障害者の自治る支援医療費の自己負担額の減免措置等 ・介護保険料の減免措置等 ・介護保険サービス利用料の免除 ・見舞金の支給などに関すること ・災害援護資金	福祉課 0847-25-0072	
	・後期高齢者医療保険, 一部負担金の減免	健康保険課(保険係) 0847-25-0134	
	・町税等の減免(固定資産税, 町県民税, 国民健康保険税, 介護保険料)	税務課 0847-25-5300	
	・町営住宅への入居	建設課(管理係) 0847-22-5309	
	神石高原町 0847-89-3330	・り災証明 ・災害弔慰金, 災害援護資金貸付	総務課 0847-89-3330
		・県災害見舞金, 生活再建支援金に関すること ※町災害見舞金にかんすることは, 政策企画課:0847-89-3351	福祉課 0847-89-3335
・窓口負担(国民健康保険)の減免等 ・後期高齢者医療保険料等の減免		福祉課(医療保険係) 0847-89-3335	
・障がい福祉サービス等の減免 ・保育所等保育料の減免		福祉課(厚生係) 0847-89-3335	
・小規模崩壊地復旧事業		建設課 0847-89-3337	
・固定資産税等の減免 ・国民健康保険税の減免		住民課(税務係) 0847-89-3334	
・国民年金保険料の免除		住民課(町民係) 0847-89-3334	
・介護保険料等の減免について		保険課(介護保険係) 0847-89-3535	

## [社会福祉協議会]

名称	電話番号	名称	電話番号	名称	電話番号
広島県社会福祉協議会	082-254-3411	福山市社会福祉協議会	084-928-1330	海田町社会福祉協議会	082-820-0294
広島市社会福祉協議会	082-243-0051	府中市社会福祉協議会	0847-47-1294	熊野町社会福祉協議会	082-855-2855
東区社会福祉協議会	082-263-8443	三次市社会福祉協議会	0824-63-8975	坂町社会福祉協議会	082-885-2611
南区社会福祉協議会	082-251-0525	庄原市社会福祉協議会	0824-72-7120	安芸太田町社会福祉協議会	0826-32-2226
安佐北区社会福祉協議会	082-814-0811	大竹市社会福祉協議会	0827-52-2211	北広島町社会福祉協議会	0826-82-2680
安芸区社会福祉協議会	082-821-2501	東広島市社会福祉協議会	082-423-2800	大崎上島町社会福祉協議会	0846-62-1718
呉市社会福祉協議会	0823-25-3509	廿日市市社会福祉協議会	0829-20-0294	世羅町社会福祉協議会	0847-22-3162
竹原市社会福祉協議会	0846-22-5131	安芸高田市社会福祉協議会	0826-45-2941	神石高原町社会福祉協議会	0847-85-2330
三原市社会福祉協議会	0848-63-0570	江田島市社会福祉協議会	0823-40-2501		
尾道市社会福祉協議会	0848-22-8385	府中町社会福祉協議会	082-285-7278		

## [商工会議所]

名称	電話番号	名称	電話番号	名称	電話番号
広島商工会議所	082-222-6610	府中商工会議所	0847-45-8200	因島商工会議所	0845-22-2211
尾道商工会議所	0848-22-2165	三次商工会議所	0824-62-3125	東広島商工会議所	082-420-0301
呉商工会議所	0823-21-0151	庄原商工会議所	0824-72-2121	廿日市商工会議所	0829-20-0021
福山商工会議所	084-921-2345	大竹商工会議所	0827-52-3105	広島県商工会連合会	082-247-0221
三原商工会議所	0848-62-6155	竹原商工会議所	0846-22-2424		

## [その他]

名称	電話番号	名称	電話番号
日本政策金融公庫	広島支店	尾道支店	0848-22-6111
	呉支店	福山支店	084-922-6550
	事業資金相談ダイヤル		
商工組合中央金庫	広島支店	福山支店	084-922-6830
	広島西部支店	お客さまサービスセンター	0120-079-366

名称	電話番号	名称	電話番号	名称	電話番号
広島市森林組合	082-814-2653	賀茂地方森林組合	082-434-1188	三次地方森林組合	0824-64-0123
佐伯森林組合	0829-72-0319	黒瀬町森林組合	0823-82-5197	甲奴郡森林組合	0847-62-8150
太田川森林組合	0826-28-2244	世羅郡森林組合	0847-22-1170	備北森林組合	0824-72-5561
安芸北森林組合	0826-42-0678	広島県東部森林組合	084-955-2555	西城町森林組合	0824-82-2158
尾三地方森林組合	0848-76-0020	神石郡森林組合	0847-82-0832	東城町森林組合	08477-4-0002

名称	区域	電話番号
JA広島市	広島市(中区, 東区, 南区, 西区, 安佐南区, 安佐北区, 安芸区(矢野), 佐伯区), 府中町, 安芸太田町, 北広島町(豊平, 芸北地区)	082-831-5500
JA佐伯中央	廿日市市, 大竹市	0829-39-3232
JA安芸	広島市安芸区(矢野以外), 安芸郡(海田町, 熊野町, 坂町), 呉市押込町	082-822-0076
JA呉	呉市(川尻町, 安浦町, 豊浜町, 豊町, 押込町以外), 江田島市	0823-25-1200
JA広島中央	東広島市(安芸津町以外), 三原市(大和町)	082-422-2166
JA芸南	呉市(川尻町, 安浦町), 東広島市(安芸津町)	0846-45-1240
JA広島ゆたか	呉市(豊浜町, 豊町), 大崎上島町	0823-66-2011
JA尾道市	尾道市(瀬戸田町以外), 世羅町	0848-23-3323
JA三原	三原市(大和町以外), 竹原市, 尾道市(瀬戸田町)	0848-63-3434
JA福山市	福山市, 府中市(上下町以外), 神石高原町	084-924-2211
JA三次	三次市(甲奴町以外)	0824-63-9913
JA庄原	庄原市, 三次市(甲奴町), 府中市(上下町)	0824-72-5652

名称	区域	電話番号
ハローワーク広島	広島市(中区, 西区, 安佐南区, 佐伯区(湯来町, 杉並台を除く))	082-223-8609
ハローワーク広島東	広島市(東区, 南区, 安芸区), 安芸郡	082-264-8609
ハローワーク可部	広島市(安佐北区), 山県郡	082-815-8609
ハローワーク廿日市	廿日市市, 広島市佐伯区(湯来町, 杉並台)	0829-32-8609
ハローワーク呉	呉市, 江田島市	0823-25-8609
ハローワーク竹原	竹原市, 豊田郡	0846-22-8609
ハローワーク三原	三原市	0848-64-8609
ハローワーク尾道	尾道市, 世羅郡	0848-23-8609
ハローワーク福山	福山市	084-923-8609
ハローワーク府中	府中市, 神石郡	0847-43-8609
ハローワーク三次	三次市	0824-62-8609
ハローワーク庄原	庄原市	0824-72-1197
ハローワーク大竹	大竹市	0827-52-8609
ハローワーク広島西条	東広島市	082-422-8609
ハローワーク安芸高田	安芸高田市	0826-42-0605

作成：広島県環境県民局  
(電話：082-513-2713)